

# 消費税増税の策謀と闘う税務会計学研究

——税務会計学研究70年の歩み・1990年代前期・後編——

富岡幸雄

## 目次

- I 対日強硬派大統領の誕生で「第2次税金摩擦」が激化へ  
——これが在米日系企業への「課税強化」の全貌だ——
- II 財源を消費税率アップに求めている所得税の減税は大間違い  
——消費税に頼らずに所得税の大幅減税の財源はある——
- III 消費税ゼロでも年収800万円以下の所得税の減税は可能  
——不公正税制の是正で減税財源は十分に確保できる——
- IV 野末陳平自民党税調副会長の「誤読」に基づく批判への反論  
——「学者の机上の空論」とまでの誹謗は許せない——
- V 『歪んだ税を斬る—勤労所得税と消費税をゼロに』を出版  
——細川政権とマスコミの消費税率アップコールに異議——
- VI 細川政権の消費税率アップ挑戦と独走する政府税調の審議  
——「独走する政府税調に警告」を『月刊税理』に発表——
- VII 政府税調が細川首相に答申した「中間答申」は具体性欠如  
——答申の問題点の徹底批判を『週刊現代』に語る——

- I 対日強硬派大統領の誕生で「第2次税金摩擦」が激化へ  
——これが在米日系企業への「課税強化」の全貌だ——

### 1 税金摩擦で米国に奪われる日本の税金

クリントン大統領の誕生以来、財政事情から米国政府による外国企業への課税は強化される一方である。しかも、その徴税強化のターゲットは日本である。1980年代後半の第1次日米税金戦争に次ぐ第2次日米税金戦争

が勃発したのである。米国政府は、新たな立法措置や行政措置により在米外資系企業への増税と徴税強化を進めている。

ワシントンの米国内局歳入庁（IRS）は、ここ2年間で国際的な移転価格操作を調査する職員を大增員した。

1993年1月から米国政府は、移転価格税制の中心的な法律と財務省規則を強化する。これにより、日本企業は膨大な課税を強いられることになる。クリントン新政権は日本に対し市場開放を強く求めてきそうであるが、それならば在米日系企業に対する理不尽な徴税攻勢を直ちに止めるべきであることを主張してきた。

## 2 米国政府による日本企業の在米現地法人に対する理不尽で一方的な徴税攻勢について「これが在米日系企業への課税強化の全貌だ」と題する批判的所見を発表

クリントン米国政府による在米日系企業に対する課税強化をめぐる問題について月刊誌『プレジデント・PRESIDENT』1992（平成4）年12月号に、「これが在米日系企業“課税強化”の全貌だ—対日強硬派大統領の誕生で“第2次税金摩擦”が激化へ」のタイトルで発表した（月刊『プレジデント』1992年12月号、第30巻第12号、1992年12月1日発行、プレジデント社、310-315頁）。

同誌に発表した在米企業に対する米国政府による課税強化に関する深刻な問題についての所見は、以下のものである。

### (1) 日本企業に過少申告の疑い

太平洋を挟んだ2つの大国、日本とアメリカとの間に経済摩擦が生じて久しい。貿易の不均衡に始まった摩擦は、金融、さらには税金の分野にまで及んでいる。

これは財政と貿易という双子の赤字を解消できないアメリカの苦悩の表

れでもある。慢性的な税収不足に対処するため、ブッシュ大統領は選挙時の公約を破ってまで増税に踏み切らざるを得なかった。

冷戦が終結し、軍事関係の予算の削減も行われたが、赤字を埋めるにはほど遠い。一方で、ブッシュ政権は中産階級の減税を実施した。増税では国民の支持を得ることはできない。そこで、増税によらない増収策として浮上してきたのが、外国系企業への徴税強化である。

これは何もブッシュ政権の“専売特許”ではない。冷戦後に「変化」を求めるアメリカ国民の期待を担って登場するクリントン新政権は、経済再建、社会福祉、環境保全など内政問題への取り組みを最優先としている。だが、不況脱却のための景気刺激策の推進と財政赤字の削減という2つの相反する大目標の追求など難題が多く、国内問題のツケを外国に回しかねない。

すでに、民主党の政策綱領で明らかにしている在米外国企業への増税策を強調し、移転価格税制や、みなし課税適用の徹底などの実施が予想されている。

## (2) 外国企業の課税強化で今後4年間に450億ドルの増収見込

クリントン次期大統領は選挙期間中から、在米外国企業の収入はこの10年間に急増したが、納税額は逆に減っている。外国企業への課税強化で、今後4年間で450億ドルの増収を見込めると、発言していた。実は、その徴税強化のターゲットこそ日本企業なのである。

「外資系企業のアメリカ国内における資産は1988年末で1兆8,000億ドルに達し、10年間で3倍となった。ところが、アメリカ国内での外資系企業の納税額はほとんど変化していない。」

日本の国税庁に当たる内国歳入庁（IRS）のゴールドバーグ前長官（現財務省租税政策担当次官補）が、長官時代（1990年）に、議会の公聴会でこのように証言している。同氏は、日本に対し強硬なスタンスを持っており、

「日本企業は愛国心が旺盛で、自国である日本に税金を払いたがっている。その反動としてアメリカにはあまり払わないのだ」と非難してきた。

さらに、現在のピーターソン長官は、今年4月に下院歳入委員会で外国系企業の過少申告の実態をデータを挙げて証言した。

「1989年にアメリカ企業は41%が、課税所得を申告しているのに対し、外資系企業は28%しか課税所得の申告を行ってはいない。外資系企業には過少申告、納税非協力によるタックス・ギャップがある。」

### (3) 徴税攻勢に怯える日本企業

実際、アメリカ系企業と外資系企業を売上高利益率で比較してみると、1981年には2.7%と1.4%であったものが、1985年には2.6%対0.6%、1989年には3.1%対0.9%にまで拡大している。

このようなデータを基に、アメリカは外資系企業は、赤字申告が多く、なかでも日本企業にとくに過少申告の疑いがあると非難を展開している。

その原因をIRSは、外資系企業が親会社との間で、移転価格を操作していることにあるとみている。そのために在米外資系企業の過少納税額は、少なく見積もっても120億ドルに達するといわれていたのである。

日本企業への課税強化そのものは、今に始まったことではない。1980年代後半には“第1次日米税金戦争”が勃発している。

### (4) トヨタと日産は合わせて約1,500億円を米国政府に上納

1987年にはトヨタ、日産は国と地方から2社合わせて約1,500億円もの還付を受け、それをアメリカのIRSに納付するという事態が起きたのである。

つまりIRSは在米日系法人の日本の親会社からの仕入価格が不当に高すぎる、と論難し、トヨタ、日産はアメリカにある現地子会社に対し、適正な価格より割高な価格で製品を卸し、在米法人の得べかりし利益を圧縮し、アメリカでの法人税の支払いを免れていると判断された。このため、

内国歳入法（IRC）482条が規定している移転価格税制の適用を受けることとなったのである。

その結果、1980年にIRSは2社に対して仮更正処分の決定を下した。その追徴税額はなんと合計で9億ドル強、当時のレートで約2,500億円の巨額に達した。

驚いたトヨタ、日産は慌てて国税庁に泣きつき、日米両国の課税当局間における相互協議の申し立てを行った。それを受け国税庁は日米租税条約に基づき、内国歳入庁との政府間協議に臨み、追徴税額は日産が5億7,000万ドル、トヨタが2億7,000万ドル、合計8億4,000万ドル減額してもらい、やっと妥協したのだった。その後の追加分をも含めて追徴税額は2,500億円から960億円となったのである。

そのため、国税庁は2社に徴収済みの法人税のうちから960億円を還付した。さらに2社の事業所が置かれた地方自治体も、すでに納付されていた約500億円もの地方税の還付を余儀なくされたのである。

この1987年の税金をめぐる日米両国の争いを、第1次日米税金戦争と呼ぶならば、現在進行中の事態は第2次日米税金戦争と呼んでも不思議のない様相を呈している。

日本企業の在米現地法人は、今でもIRSの激しい徴税攻勢の矢面に立たされているのである。

##### （5）軒並みやられている在米日系企業

総合商社の日商岩井のニューヨークにある現地子会社、日商岩井アメリカは1973年から1977年までの取引について、1979年から1981年にかけてIRSの税務調査を受けた。

ニチメンも在米現地法人が、1973年、1974年の所得について、1975年頃から更正処分を受けたようである。三井物産もニューヨークの米国三井物産との取引につき、まず1984年と1985年分が調査の対象となり、その後

1990年からは1986年と1987年分の所得が調査されている。

さらに、IRSは現地法人のみならず、支店方式でアメリカに出先を持つ金融機関にまで、追及の手を伸ばしている。その本支店間の支払利子の控除が槍玉にあげられた。

本来ならば支店ごとの損益計算を行うべきところを、アメリカは各銀行が全世界で得た利益を支店に当てはめる方式を採っている。

それは銀行の全世界での資金の調達コストを弾き出し、支払い利子の総額を算出する。それを借り入れの年間平均残高で割り、その銀行全体の調達コストを決定する方法である。

実際には、アメリカにある支店だけが赤字を計上することは起こり得るにも拘らず、だから税金を払わないということをIRSでは認めない。

都市銀行では第一勧業、住友、富士、さくら、三菱、三和、東海、大和、東京。長期信用銀行では日本興業、日本長期信用の各行が、信託銀行では、三菱、住友、三井、安田、東洋、中央など、名だたる日本の銀行が軒並み標的にされた。

銀行のように在米支店の場合はIRSにより更正処分されても日本からの還付問題はないが、外国税額控除によってアメリカで支払った分だけ日本での納税額が少なくなり、当然ながら、その分だけ日本の税収が減ってしまう。

アメリカでの利益とみなすかどうかで争っている金額は、延滞利息を含めて1行当たり2年分として3,000万ドル前後。円に換算すれば30億円から40億円に及ぶとみられている。

なかには追徴を受け、既に8,000万ドル、約100億円を支払った銀行もある。

このうち住友、富士、東海、大和、東京の各銀行は、追徴請求を不満として、現在、アメリカで不服審判を申し立てて争っていると伝えられる。

いま、IRSの徴税攻勢に怯える在米日系企業は、自動車、家電、コンピューター、音響、機械メーカー、総合商社、都市銀行、信託銀行などにまで広がっている。

#### (6) 相次ぐアメリカ政府の立法措置

前回、猛威を振るったIRC482条の執行を強化し、アメリカにある日系企業を主とした外国企業に向けられた一連の徴税攻勢を進めるため、1989年、1990年にアメリカ政府は一連の立法措置を講じた。

1989年は、歳入調整法が改正され、まず、外資系アメリカ法人の情報提供義務の強化であり、海外の親会社とアメリカの子会社との取引資料の提出義務を拡大し、罰則も強化された。

そのほか外国関連者に対して支払われる利子のうちアメリカで非課税となるものについて、その損金算入を制限する措置が設けられた。

次いで1990年の改正は、包括予算調整法で実施され、まず、外資系企業の情報提出義務が一段と強化され、サモンズ手続きと呼ばれる措置が立法化された。これは納税者が資料提出を拒否したり、時効が成立することを期待して、提出を遅らせたりした場合、IRSは時効の期限を延長することができることを法的に認めた措置である。つまりIRSに非協力的な態度を取れば、いつまでたっても時効は成立しないのである。

さらに、専門家を証人として召還する規定をも設けた。これによりIRSは外部のエキスパートに職務の一部を委嘱できるようになったのである。

法的な措置と併せて、執行面でも強化が図られた。自発的納税協力、ボランティア・コンプライアンスというのが、それを推進することを推奨している。取引価格が独立企業間価格に合致しているかどうかを検証するために、納税者が事前にデータを提出してIRSと協定を結ぶという事前価格合意制度（APA）、つまり事前確認制度を推奨したのがその内容である。

IRSによれば、この措置を取ることで、納税者は税務調査のリスク

を軽減できて、経費のかさむ税務訴訟を回避することができると説明している。

また、税務調査の強化も図られた。1991年7月、IRSは国際税務に関して、税法の不遵守事件を発見、処理した場合には、適切な職員配置を決める効果的な手段を取れるようになった。それにより移転価格操作を調査する職員の大増員を行ったのである。

この措置の一環として、国際的な移転価格税制を担当する国際調査官は、過去2年間で490人から580人に、エコノミストは36人から68人に、国際担当の法律家は122人から125人に増員された。

その間にアメリカに進出した外国法人の数も増えたが、IRSは2年間に、移転価格税制に関係する職員を648人から773人に増員したのである。

また、職員の数を増やしただけではない。職員の効率的な運用についても特段の配慮を行った。

そのほかに、租税条約締結国との協力を得る、つまり関係国間で移転価格に関する情報交換を行い、同時税務調査プログラムを組むことなどが含まれる。

さらに、IRSは勝訴率を改善させるために、調査の早い段階から法律顧問官が加わり、法的対抗力を整えた。調査の結果、課税処分を伴うことが多く、訴訟に持ち込まれるケースが多くなりがちだからである。

#### (7) “木戸銭”を払わなければ商売をさせない

さらに、ここに特筆してその重大性を強調して警告すべきは、日本企業にとって大きな影響を与える法改正が目前に迫っていることである。

1993年1月1日の課税年度から、移転価格税制の中心的な法律規定であるIRC482条にかかわる財務省規則を改正・強化しようとしている。

その改正案の特徴は、第1に有形資産と無形資産のバランスのとれた扱いをするために営業利益というコンセプトを用い、利潤重視の考え方に移



行した点にある。

第2に関連当事者が独立当事者として事業を行っていたとすれば得られたであろう営業利益の幅として、アメリカの同業者の利益水準を参考にして課税する「比較対象利益幅（CPI）」という新しいアイデアを中心に位置づけたことである。

第3にこれまで国際的な共通ルールであった独立企業間価格という個々の取引価格をベースにする伝統的な取引価格重視の考え方を排し、これと全く異なるCPIを基調とする発想を導入したこと。

第4に独立企業間価格の定義が変更され、合理性の要件と、契約締結時に当事者にとって入手可能な情報の収集が求められること。

第5に比較可能な取引を用いて比準を行うことを制限することにより、IRSがその権限の強化を狙っていると、思われることである。

問題はこのCPIにある。そもそもCPIを実際にどのようにして求めるのか。営業利益をどのように定義づけるか。

資産収益率が重視されるというが、資産をどのように評価するのか。

実際に得た現実の利益ではなく、得ることのできたであろう利益に着目して課税することは、そもそも所得課税の本質に反する事になるのではないのか。

つまり個々の企業の特事情を顧みず、十把ひとからげで、業界の平均値を適用するが、その際に、当該企業はデータを入手できないまま、IRSが一方的に過去の平均値を当てはめて比較対象利益幅を認定してしまうのである。

以上が財務省規則の改正案の特徴だが、これは明らかにアメリカが、関連企業間の国際取引から一定額の税収を確保しようとしたためだと思わざるを得ない。

もはや日本企業の在米現地法人が利益を上げようと、上げまいとに関係

なく、アメリカで商売しようとするれば“木戸銭”を払え、といわんばかりの発想である。

業界別に想定された標準的利益、つまり「得べかりし利益」を想定し、それを基準に課税する方法は、いわば認定課税であり、みなし課税であるといわざるを得ない。

売上高、仕入原価、経費などを会計基準に従って1つずつ積み上げ、損益計算を行うことを実額計算という。それを行わずに、売上高だけをみて、例えば標準利益が3%だから、売り上げが100億円ならば利益は3億円であると課税当局が一方的にみなすことが認定課税のやり方である。

これは、明らかに実際に実現した経済的利益額に課税をするという所得課税の原点に反する理不尽な行為であるといえよう。

#### (8) “国際的二重課税”は発生するか

移転価格税制の基本的な考えは、関連企業間の取引価格が、「独立企業間価格（アームズ・レンジズ・プライス）」、つまり親子会社や姉妹会社間ではなく相互に独立している第三者に売る価格と異なり、不自然な価格で取引された場合に、それに対して、初めて否認権を発動することにある。

取引価格の当否こそが問題なのであり、利益額の按分は第二義的な問題であるはずなのだ。それを無視し、初めから利益が上がることを想定して課税することは企業の経営実態に反する。

この移転価格税制の中核をなす独立企業間価格というコンセプトはOECD（経済協力開発機構）の加盟国の間で、租税条約という形で過去30年にわたり是認され確立されてきた国際的なルールなのである。

にも拘らず、アメリカが一方的に異なったルールを導入すれば、アメリカとその他の国との摩擦を激化させるのみならず、世界のルールに大きな混乱をもたらしかねない。

それでもアメリカが強行しようとするれば、国際的な二重課税が発生す

る。その場合、先に述べたトヨタ、日産の例のように、国がその分を還付してくれればよいが、どの国も税収不足に悩んでいる現状では、そうそう同じような措置を期待することはできない。

となれば、ただでさえ巨額な税金を日本とアメリカでダブルで支払うとなれば、企業にとっては、まさに死活問題である。

いま、世界を股にかけ大きな貢献をしている代表的な総合商社や大銀行の税務担当部門のエキスパートたちは、次のような悲鳴を上げている。

「日系企業に提案されている財務省規則案に盛り込まれた CPI 的な考え方に基づく課税が既になされトラブルが起こっている。善意の企業が 2 国間の移転価格に対する考え方の違い、税制ルールのギャップの狭間で、もがき苦しんでおり大変だ。」

「CPI のコンセプトは、みなし利益課税に通じインカムクリエーションが大幅に生ずる恐れがあるが、IRS の当局者は、既に従来からあったものを明文化することだと考えている向きがあるようだ。

新規規則案など成案を発表する前に OECD の場で合意するなど国際的なコンセンサスづくりを先にしてほしい。適正な納税ならば企業は同意するにやぶさかではないが、徴税本位のイージーな新しいコンセプトが次から次へと飛び出してきては、われわれはとても対応できないし、そんな税金を払う金もなく、コンプライすることはできない。」

こうした危険を抱えた税制を、1993年の1月から実施しようとするアメリカに対して、税務会計学者として私は、納税者に二重課税を強い、国際的な課税ルールを混乱に陥れる愚を避けるためにも、例えば、OECD などの場で、十分な議論を尽くし、国際課税の基本理念に即した基準づくりを慎重に行うよう強く要望したい。

1992年8月31日、この財務省規則改正案について議会の公聴会が開かれた。20名ほどが意見陳述を行い、日本からも経団連と日本機械輸出組合の

代表が意見を述べた。その批判の大半がCPIに集中し、先に触れた問題点を指摘して、その改正の非を訴えるものであった。

その甲斐があつてか、公聴会の2日後にピーターソン内国歳入庁長官は、改正案は多少の検討を要する、見直しを示唆する発言を行った。ただ、見直すとはいうものの、撤回するとまでは言及してはいない。

場合によってはCPIの内容をいま少し見直して慎重に運用するという方向にはなってきたものの、依然として移転価格税制について、外資系企業に対する課税強化の方向だけは変わっていないのである。油断が許されない事態に直面している。

#### (9) ロステンコウスキー法案の恐怖

この規則改正とは別に、もう1つ、日本企業を驚愕させるに十分な法案が、アメリカ下院に民主党の議員が中心になって提出されている。外国所得課税の合理化および簡素化に関する法律である。この法案を提出した下院歳入委員長の名を取って、ロステンコウスキー法案といわれるものがそれである。

それはアメリカ国内で事業を営む外国企業に公正な税負担を求めるということを名目に、事業別の平均売上収益率を用いて計算した所得の75%を最低限として所得課税をしようとするものである。

この考えは、これまでの所得課税の原理をまったく無視したものだが、この法案は先に触れたAPAで移転価格に関しIRSと事前協定を行っている企業には適用されないとしているのがポイントである。つまりAPAを受け入れない企業に対しては、実際の利益の多寡にかかわらず、みなしで課税するという意味である。否応なくAPAを企業に呑ませようとする側面圧力的な法案の色彩も強い。

ところで、このAPAの申請に際して、納税者は対象となる事業全般の組織、営業内容、財務、税務、関連した訴訟や係争中の案件については詳

細な情報を、IRSに提出しなければならない。となれば、いくら機密保護の条項があるとはいえ、実質的に日本の主要企業の価格決定についての重要機密はすべてアメリカに筒抜けになる。

いずれにせよ、アメリカに進出している日本企業には“前門の虎、後門の狼”が控えているのだ。1993年1月から実施される財務省規則の改正により、日本企業が被る新規の課税負担の額は、歴大な金額になるであろう。

まさに、アメリカに奪われる日本の税金であり、燃えさかる「日米税金戦争」の炎といたいだが、アメリカ側からの一方的なアンフェアな侵略である、というべきだ。

しかも租税条約を結んでいるアメリカに対して、当然、抗議を行い、改善を求めるべき立場の日本政府の態度は弱腰で、有効な対策を取ろうとはしていないようである。租税条約も何らの強制力を持ってはいないのである。

その理由は、警察権と課税権は国家権力の最後の拠り所であり、他国の課税権には干渉することは不可能だからなのである。経済は確かにボーダーレス化してはいるが、課税権には依然として高い国境線が聳えている。とくにアメリカは、それを低くするどころか、ますますその壁を高くしようとしているのである。

### 3 米国新大統領と米国政府への要望と提案

#### (1) 日米租税摩擦の終息を願う要望と警告

そこで、新しくアメリカ合衆国の最高責任者となるクリントン次期大統領に強く訴えたい。

新政権はアメリカが日本を真のパートナーとして認め、日本人を尊敬できるような状態をつくるため、まず日本の市場開放の不十分さを指摘し、その是正を求めようとしていると聞く。日米は世界における大国として相

互に信頼し、尊敬し、得られるベストな関係を構築すべきことに異存はないのである。

だが、そのためには、アメリカ国内にある日系企業に対する、いわれなき理不尽な徴税攻勢を直ちに止めることである。いま、あなたの国に進出している日系企業は、そのほとんどが日本の代表的な企業であり、日米経済の基盤を支えており、貴国の雇用創出にも貢献している。

これらの企業が、IRSの不当な徴税攻勢、アメリカ議会が租税条約に抵触し蹂躪<sup>じゅうりん</sup>する立法政策を取ることを警戒し、貴国への進出をためらい、撤退を考えざるを得ない事態を招くことは、まさに国際社会にとって重大事である。

## (2) 米国新大統領への7つの要望

そこで、次のことを要望したい。

- ① 善意の納税者が各国間での税制上の統一基準ができないために理不尽な課税権の行使に苦悩していることは国際秩序の形成からも甚だ重大であり、民主的な税務行政という視点からも放置できない深刻な問題である。
- ② 租税条約の相手国に対応をまったく無視してアメリカ独自のやり方を強行することは、国際的な二重課税が生ぜしめ、企業は不当な課税の被害を受け、やがて自由経済社会を崩壊に導く恐れがある。
- ③ 政治的な配慮から安易な施策として、アメリカにある外資系企業、特に日系子会社に対し集中的な徴税強化に出ているのであれば、いわれなき日本叩きであり、甚だ遺憾である。
- ④ このままでは国際課税秩序の崩壊を招く恐れがあり、アメリカ政府に自重を求めたい。クリントン次期大統領は、プッシュ政権下での誤れる対日租税政策の徹底点検を行い、まさにその「変化」を実現されたい。

- ⑤ 国際社会秩序の円満な形成と国際経済の健全な発展、人類の平和と繁栄のためには国際的な税制の統一基準づくりと、相互に良識ある行政執行こそが不可欠である。
- ⑥ いま最も求められているのは、アメリカが、このようにかたくなな自我の主張を強行することが、国際社会で確かな潮流となっている国内税法の国際化や、その推進力である国際協調にとって最も大きな妨げとなっているという現状認識である。
- ⑦ 今こそ、日米間で文化的英知を傾けて、企業国際化時代、ボーダレスワールドのニュータイプの戦争である、燃え上がる恐ろしい日米税金争奪戦争を収束させるための組織的対応を、政府も企業も政治家も学者も、一致協力して行うことである。

## II 財源を消費税率アップに求めての所得税の減税は大間違い ——消費税に頼らずに所得税の大幅減税の財源はある——

### 1 平均的サラリーマンの所得税をゼロにし消費税ゼロにする「究極の税制改革案」を発信

景気浮揚策の一環として所得税の大幅な減税策が財界、労働界からも要望が出され国民的議論になりつつある。政府税調もこの動向に応える形で所得税減税の検討を開始している。

しかし、これには大きな落とし穴がある。それは、財源として消費税率のアップを前提としているからである。それは恐ろしいことである。事実の真相を正確に表現すれば、消費税率のアップの狙いが本命で、サラリーマンの所得税の減税はそのために国民をだますためのトリックに過ぎないのである。

政府と政治家は、こと消費税に関しては、その導入時から政治謀略による“国民だまし”の策動がつきまとっている。国民の不满により揺れ動き

存続が危なかった消費税も“あきらめ”かかった多くの国民の動向や、一部の見直しによるなどのように、漸く定着化しかかったようにも思われたら、今度は税率アップによる増税の策謀が始まっているのである。所得税の減税は、そのために利用されている道具であり、「餌」として仕掛けられた罠である。

国民は、この「徴税大国・日本のウソ」に騙されてはならない。平均的サラリーマンの所得税ゼロと消費税ゼロは、当たり前で当然の帰結である。そのために欠陥税制である「歪んだ税制」を是正する公正と正義の貫徹を目指す“究極の税制改革案”を提示してきているのである。

## 2 「所得税ゼロ・消費税ゼロも当たり前だ—徴税大国・日本のウソに騙されるな」をキャッチ・フレーズとする告発的所見を発表

所得税減税と消費税増税のセット論をめぐる問題について集英社発行の隔週刊行誌『Bart・バート』1993（平成5）年10月25日号に、「所得税ゼロ・消費税ゼロも当たり前だ—徴税大国・日本のウソ」のタイトルで一問一答のインタビューで語った所見を発表した（隔週刊誌『Bart』1993. 10. 25号 VOL. 3 No. 20, 平成5年10月25日発行, 集英社, 41-45頁）。

同誌に発表した所得税減税と消費税増税の関連にかかわる問題についての所見は、以下のようである。

- (1) 財源を消費税率アップに求めることを前提として、サラリーマンの所得減税を語るスタンス自体が、大きな間違いである

〔〈問題の状況〉

ここで、急激に騒がしくなってきた税制改革の動きを追ってみると、初めは財界、労働界から5兆円規模の所得税減税が叫ばれた。景気浮揚策の一環としてである。政府税調もこの要望に応える形で、所得税減税先行による累進構造の緩和（現行の10%から50%の5段階税率を、最高税率を下げたう



えて3段階に分ける）と消費税率の大幅な引き上げによる直間比率の見直し、資産課税の適正化などを検討中である。また、年間課税所得1,000万円以下は所得税ゼロ。ただし、消費税は10%にアップといった案がマスコミを賑わせている。

〈一問一答〉

——今、景気浮揚策として将来的な消費税率アップとリンクした形で大幅な所得税減税が取り沙汰されていますが、どうもダメされているような気がする。そのへんでまずお話を伺いたいのですが。

**富岡** 話したいことは、大いにあります。ありすぎて、1冊の本にでもまとめないかぎり収まりがつかないほどですよ、それほど政府が進めようとしている税制改革の構想は欠陥だらけで、税制改革の方向性がまったく見当違いだということだ。

——何が見当違いなのか、具体的に説明していただけますか。

**富岡** 財政やマスコミ世論からの圧力で景気の回復を狙った場当たりのな所得税減税の先行。そして、これとセットになった消費税率の値上げをメインにすえた直間比率の見直しです。こんな馬鹿げたことをする前に、やるべきことは山ほどあります。

そもそも、財源を消費税率アップに求めることを前提として、サラリーマンの所得税減税を語るスタンス自体が大きな間違いです。現在の税制に存在する致命的な欠陥を、何よりも優先して是正することです。これが最重要課題だ。

——我々がだまされているのでは、と感じるのは、1度の所得税減税で喜んでいっているうちに、ドンと消費税がアップしたのでは嫌だと思うのですが。

**富岡** 税はすべからく公平に、応能負担原理にかなったものでなければなりません。問題はここです。大企業だから、権力者だから、資産家だからなどの理由で優遇されるなど、とんでもないことです。公正な課税を実現す

ることです。ここをうまく解決できれば、国民が嫌がる消費税率アップなどしなくても、歪んでいる税制の是正で11兆円を超える税収が見込めるのですよ。

——アップもやむなしといった論議が中心の消費税をいじらずに？

**富岡** もちろんです。所得税や法人税には抜け穴が多すぎる。税額は〈課税ベース×税率〉で成立している。だから、たんに税率だけいじっても、本体の課税ベースが歪んでいてはどうしようもない。つまり、本来、100万円に対して掛けるべき課税が、優遇措置や政策的措置という名のもとに70万円とか50万円、場合によっては30万円の課税ベースに不当にねじ曲げられているとしたらどうですか。税収は当然不足しますね。これが現在の日本の税制の実相なわけです。力の強い人ほど税金を払わないシステム。ここを何をおいても是正する。11兆円を超える課税漏れの原因となっている課税ベースの歪みを正さない税制改革など、あり得ないのです。」

(2) 所得税自体、本当に減税をやらなければならないものと、もっときちんと納めてもらうものと、2つが混同されている

「〈問題の状況〉

現在の累進課税でみると、課税所得300万円以下＝税率10%、300万円超～600万円以下＝20%、600万円超～1,000万円以下＝30%、1,000万円超～2,000万円以下＝40%、2,000万円超＝50%、となっている。まじめなサラリーマンたちの重税感、このことから明らかである。これにさらに、住民税が取られる。

〈一問一答〉

——課税ベースが不当に縮小化されていたり、税の応能負担が公正さに欠けるといわれました。さらに説明を加えるとどうなるのでしょうか。

**富岡** 例えば、今回の減税案のメインでもある所得税。これ自体、2つの大きなカテゴリーに分けて考える必要があるのです。本当に減税をやらな

ければならない所得税と、もっときちんと納めてもらわないといけない所得税と。現在の論議は、この2つを混同させたものが多すぎます。

前者は、額に汗して、やっと得た給料から源泉徴収でしっかり取っていく所得税。これは大いに減税すべきなのです。

——減税どころか、年収700万円、800万円の平均的サラリーマンならゼロでもいいと？

**富岡** 課税することはやめたらいいと思う。課税する必要はないと思います。このような人たちから税金を取る必要はないのです。問題は、後者の所得税のほうです。

銀行などに預貯金して得た利子所得、株式を持っていると入ってくる配当所得、また、株価の上下にともなって売買した時に派生するキャピタル・ゲインである譲渡所得です。そして、土地についてです。最近下がったとはいっても、超高値安定ですよ。これらの土地を売った時に入るキャピタル・ゲインもあります。以上の4つを称して、資産性所得と呼びますが、ここへキッチリと課税しなければいけないのに、課税が空洞化してしまっている。これが、不公正税制の事例ですよ。

——ですが、現在の所得税法では2,000万円を超える課税所得に対しては、50%の累進課税が適用されますね。それが重い云々はおいといて。

**富岡** ところが、そういうことにはなっていないのです。勤労所得に対しては、たしかに最高税率50%までの累進課税でものすごく高いが、資産性所得に対しては分離課税になっている。1割とか1割5分のフラット税率になっている。累進課税は適用されないシステムですよ。これでは、租税租界です。こんな金持ち優遇の不公正税制がまかり通っている。

——たしかに、税の応能負担の原理に照らしても問題がありますね。それに、ここへ公平な累進課税が適用されれば、税の大幅な増収も見込める。

**富岡** そう。そして今の所得税には問題が、まだほかにもあります。同じ

勤労所得者が、二極分化しているということです。

年収700万円前後の税の負担感が本当に重い層と、一見ただけでは累進課税で高率の税額を負担させられているような印象を受けるが、その実、接待交際費という名目で、伝票にサインさえすれば、税金のかからないカネを使うことのできる、一部の大会社の社長や重役たち。これはFRINGE・ベネフィット、つまり、付加給与ですよ。

日本の商慣習を考える時、交際接待がすべて悪いとはいえないが、これらの受益者にもある程度の課税は必要でしょう。

——ここまできちんとまとめると、所得税制ひとつとっても非常に歪んでしまっていると。そこを公正化させるだけで、日本の税の様相はずいぶんと変わるということですね。

**富岡** そういうことです。そして問題なのは、個人の所得税制だけではなく、税の公正や基本理念、税務会計原理の観点から、現行の法人税制もこれもまた欠陥だらけだということなのです。

まず、法人間でなされた配当金については、その80%が無税になってしまっている。ゼネコン疑惑でも有名になった使途不明金。国際二重課税を排除するための外国税額控除制度の欠陥を悪用した大企業の税金逃れ。タックス・ヘイブン濫用規制の不徹底さ、などなど。是正すべき法人税制は11項目にも及ぶのです。

私の研究室で3カ月かけて計算してみたのですが、法人税制を是正するだけで5兆7,800億円の増収になり、所得税制の是正からの分、5兆7,000億円と合わせると、じつに、11兆4,800億円の財源確保につながる、という結果が出たのです。

どうです。それでも、税の根源的な部分をおざなりにした好ましからざる消費税率アップなど、本当に必要なのでしょうか、と私は問いかけたいですね。

——戦後、日本の企業はほぼ無から出発したため、国際競争力を持たせるためにもいろいろな保護がとられてきたわけです。しかし、企業は十分に体力をつけました。これが日本バッシングの要因にもなっている。企業に対しても、時代に即した適性な課税の見直しは必要ですね。

富岡 そのとおり。消費税率をアップしたいがための所得税減税など、ダラダラと論議している場合ではない。税を語るには、しっかりしたフィロソフィと21世紀を展望した視野の広さが大切なので、目先の銭の問題に墮すべきではない。』

(3) 消費税は資本主義最後の税金であり、税率を少しいじるだけで大きな財源へと容易に発展する、本来、とんでもないものである

〔〈私の税制改革モデルの編集部による紹介〉

富岡教授の作成した公正な税制改革のモデルを紹介すると、次のようになる。

- 1990年代前半は、公正な所得課税をメインとし、「極小型」の消費課税と資産保有課税が必要。酒、タバコなどに対する税と、贅沢品、高度の便宜品、高級サービスに限定したごく小さな個別消費課税。一方、資産課税は自動車重量税、有価証券取引税のほかに大規模資産に限定した保有課税とする。
- 1990年代後半の税体系の構成は、所得課税はメインのままに、消費課税と資産課税を「極小型」から「小型」へ移行させる。国際協力や高齢化社会への対策のため、財政需要の高まりが予想される。そのため、奢侈品には重課、生活用品には軽課するが、生活必需品はあくまでも非課税の個別消費課税を導入。資産課税は一定規模以上の資産に保有課税を導入するが、生活用資産、中小企業の事業用資産、農業用地は除外する。
- 21世紀の税体系は、あくまでも所得課税をメインとしながらも消費課

税、資産課税を「小型」から「中小型」へ移行させる。個別消費税の拡充を図り、贅沢品にはいっそうの重課税を。便宜品にも課税。ただしここでも、生活必需品は非課税でいける。資産課税は大規模資産には重課。生活用小規模資産や事業用小規模資産は対象外とする。40坪程度の家屋には、固定資産税、資産保有税、相続税などの税金を課税しない。

〈一問一答〉

——先生のモデルを眺めていると、たしかに一般の弱い納税者にも公平感を納得できますね。

**富岡** 専門的にいうと、応能負担原理による「租税正義」と、所得再配分機能による「公正社会」の実現を基本とした税制再改革の基本構想です。

——先ほど、現在の消費税について、理念の欠如した場当たりの税制だと指摘がありましたが、もっと具体的に説明するとどうなりますか。

**富岡** 消費税というのは資本主義最後の税金であり、税率をちょっといじるだけで大きな財源へと容易に発展させ得る、とんでもない税金なわけです。今の消費税の最も悪い点は、生活必需品も贅沢品も一緒にしていることです。

消費税は全国の商人、事業者を徴税代理人にしてしまった。それも、給料もなければ辞令もなしで、朝から晩まで税務署の税金取りの代行をさせられているわけです。徴税方法としては頭がいいね。狡猾ともいえる。所得税や法人税なら、不服があれば国民不服審判所や裁判所へ訴えることも出来るが、消費税には苦情の持っていき場がない。そういう税金なのです。よ、消費税は。

——事業者、国民を徴税代行人にした税金、ですか。

**富岡** 問題はまだあって、売上3,000万円以下の事業者は消費者の納めた税金を「益税」といって、フトコロに入れることを容認してしまったでしょう。税の信頼感を大いに傷つけてしまっているのです。税金は本来、赤

字黒字の財源論ではなく、その国のありようを問われるべきものだというのに……。

——資本主義最後の税金、消費税。でも、ヨーロッパの各国も高い税率で付加価値税という消費税を取っていますね。

**富岡** 複数の税率を設け、弱いものいじめの税金にならないように、逆進性の緩和に細かい配慮をしています。日本とはだいぶ趣が違います。』

(4) サラリーマンの所得税をゼロにし、消費税もいらなくなる。それだけの財源がある

〔〈ヨーロッパ各国の付加価値税の状況〉

ヨーロッパ各国の付加価値税をみると、フランスは標準税18.6%だが、宝石、毛皮などの贅沢品は割増税率26.5%。食料品などは5%。ドイツは標準税率14%で、食料品などは7%。イタリアにおいては、標準税率は18%となっているが、贅沢品は38%の割増税率。魚介類、野菜、果物、穀類などの生活必需品は2%の特別軽減税率となっている。税負担の逆進性が起きないように、細かい配慮がされている。

〈一問一答〉

——ここに平成5年度当初予算額の数字があります。総計は64兆2,902億円。そのうち所得税が27兆円あまり。構成比でいうと42%です。しかも、消費税で5兆4,000億円、酒税やタバコ税で3兆円。そのうえに、高い住民税。日本の歳出そのものが肥大化しているのでは、という疑問もわいてくるのですが。

**富岡** 税金のムダ遣いが、非常に多い。年々、行政機構の肥大と拡大が続いています。歳出削減、行政改革、そしてムダな補助金は切る。そういうこともやらないで消費税の値上げなんて、とんでもない。まったく筋が違う。順序も逆です。

——最後に、赤字国債184兆円の利払いだけで税収入の21%がなくなって

しまう混乱は、何に起因するとお考えですか。

富岡 政治家がポリシーなしに税制を利権化したからですよ。ところが、低経済成長になって歳入が思うようにはいかなくなり、バラまきができなくなってしまった。そこで政治家が目をつけたのが、税制です。自分の支持者に有利になるように税制をねじ曲げてしまう。これが悪名高い自民税調だったわけです。その重しがとれた今、公正な税体系を、21世紀を見据えた視点から再構築しなければいけないのです。」

### 3 細川総理大臣へのメッセージ

#### (1) 編集部による私からのメッセージの公表

「〈私のメッセージの編集部による紹介〉

ここまで話を進めて、富岡教授はひとつの檄文げきぶんを書いてくれた。それを最後に紹介しよう。

「日本が抱えている構造的な問題点を大掃除するのが細川内閣の使命だと、総理ご自身も強調されている。今の税制は、日本の構造的欠陥の最たるものです。海部内閣、宮沢内閣とも、自民党政権の時代の首相は、私の内閣では消費税の値上げはいたしません、と明言シタブー視してきた欠陥消費税の増税を、堂々と言いだしているのが今の細川連立内閣です。国民は、サラリーマン減税にこそ熱い願いを込めているのです。これを逆手にとって、生活者いじめの消費税アップなど、とんでもないことです。不公平税制の是正で、大部分のサラリーマンの所得税をゼロにするばかりか、消費税もいらなくなります。それだけの財源があるのです。」

#### (2) 政権交代した細川政権で何が変わるか

1993（平成5）年11月には、政府税調の「公正で活力ある高齢化社会」を目指しての「今後の税制のあり方についての答申」が出る。何が、どう変わるのか。生活者大国のスローガンが、今、試される。



### Ⅲ 消費税ゼロでも年収800万円以下の所得税の減税は可能

——不公正税制の是正で減税財源は十分に確保できる——

#### 1 細川政権とマスコミ・大新聞、各界からの「消費税率引上げ」大合唱に対し断乎として総力をあげて反撃することを宣言

「今、政府とマスコミ、特に大新聞によって、消費税の大幅な引き上げムードが進行し、あたかも世論のように扱われています。しかしかつて国税庁で税の執行の現場を経験し、その後も30年以上にわたって公正な税制改革を追求してきた私には、これは大きな誤りであり、このままいけば大変なことになる、国が危ないとすら思えます。

現在の「消費税引き上げ」の大合唱には驚かされます。例えば、去る9月17日、緊急提言会議と称するグループから、7項目にわたる景気対策緊急提言が行われました。これを指導されている堺屋太一氏が、10月3日付の日経新聞に「10兆円減税と10パーセントの消費税」というタイトルで発言されています。

来年度初めから10兆円規模の所得税の減税を行い、同年度末に消費税を10パーセントに引き上げる——堺屋さんは記事の中で「これによって給与所得者の場合、年収1,000万円以下の人には原則として所得税がかからなくなる」と、非常にハッキリ言っている。ところが続いて、「消費税を10パーセントに引き上げれば、約15兆円の増収になる。所得税の減税は10兆円だが、右の福祉関係費の拡大や公共事業等の費用増加などで3兆円近い支出増も見込まれる。それでも2兆円以上が余るから、1年間の減税先行による赤字を4、5年で埋められる。」

解説するまでもないでしょうが、所得税を10兆円減税して、15兆円消費税を上げるということは結局、国民にとっては増税です。差引5

兆円の増税をしよう、これがこの人たちの提言です。

また『週刊ポスト』では、所得税ゼロ、消費税10パーセントこそ日本再生の道だと、毎号徹底的に消費税引き上げの必要性を喧伝これ努めています。「所得税ゼロ、消費税10パーセント」でサラリーマンはうんと得をする、という記事が溢れている。あやふやな損得勘定で餌を与えて増税を飲ませようという魂胆ですが。

政府もまたこれと同様のことを考えているようです。

細川総理は、9月22日、衆議院の本会議での各党代表質問に答えて、現職の総理大臣として初めて消費税引き上げを口にしました。そこにマスコミが加担しているなら、それに対して、私は総力を挙げて反撃しようと思っています。」

以上は、『週刊文春』のインタビューに答えて私が語った所見として報道された冒頭の総論的発言の部分である。細川政権をはじめ消費税増税論者たちは、この時点で、あつかましくも驚くべき“消費税10パーセント”への税率アップまで言い出しているのである。しかも、大新聞を先頭にマスメディアがこれに加担し、煽っていたのが実態であった。税制のあり方にとって大きな危険が迫っていたのである。

## 2 緊急提言「消費税ゼロでも（年収800万円以下の）所得税減税はできる」をタイトルとする警告的所見を公表

所得税を10兆円減税して、消費税を15兆円増税する提案などが行われている「消費税率引き上げ論」をめぐる税制問題について文藝春秋発行の週刊誌『週刊文春』1993（平成5）年10月28日号に、「消費税ゼロでも（年収800万円以下の）所得税減税はできる」のタイトルでインタビューで語った所見を「緊急提言」として発表した（『週刊文春』1993年10月28日号、第35巻

第4号、平成5年10月28日発行、文藝春秋、49-55頁）。

同週刊誌は、まず、この記事のリードとして、冒頭に次の文章を掲げている。

「誰もおかしいとは思わないのか、“消費税10パーセント”論の大合唱。むしろ今こそ、サラリーマンの所得税を下げ、同時に消費税をなくす方法を考えるべきではないか。もはや実態にそぐわない歪められている法人税制を見直し、リストラするだけで、その財源は十分に確保できる。」

同週刊誌に発表した欠陥税制消費税についての批判とともに、直接税（所得課税である所得税と法人税）に存在している欠陥についての説明と、この「不公正は正による増収税額」による財源発掘などについて語った所見は、以下のようなものである。

(1) 消費税導入により税制の歪みは一段と拡大

「税のあり方は日本の進路を決める要諦で、私はいつも、税制は政治の顔である、社会の公正さの鏡だと言っています。しかし今、私はこの国の醜悪さ、国民の惨状を指摘しなければなりません。昭和62年の中曽根内閣、63年の竹下内閣の税制改革を自民党政府、大蔵省は抜本改革と言って自画自賛してきました。私も税制のゆがみや歪み、不公正さ、アンフェアさが解消されることを期待してきましたが、現実とは逆でした。いま、税制のゆがみと歪みは一段と拡大しているのです。そしていま、最大の不公正税制である消費税を強固に、格上げしていこうという雰囲気が出てきた。

考えてみれば、消費税は今から4年前に強行採決に次ぐ強行採決で、理不尽に導入された因縁つきの税金なのです。その導入の経緯からして、国民によって認知されていないことを忘れてはいけません。

また、税制論からしても消費税というのは、本質的に救いがたい欠陥を持っています。例えば、私の研究室で試算したところ、給与収入に対する現行消費税の負担率は、所得の少ない人には負担率が割高になる。所得が上がるに従って消費税負担の割合は下がる。もとより所得の多い人は支出も多いから絶対額は多い。しかし、収入の中での消費税負担率は、収入が上がるほど下がる。

消費税は回避しがたい逆進性を持っており、10パーセントにすれば所得格差により消費税負担率の格差もまた拡大します。つまり、所得の少ない家庭ほど、家計に占める消費税の負担割合はますます大きくなるのです。

税金というものは、やはり所得の多い人がより多く払ってほしい。所得の少ない人は、より少ない税金で済ませべきです。

ところが消費税は国の援助を受けている生活保護者にも、母子家庭にも、年金生活者にも遠慮なく、資産家や元気で働いている者と同じ率でかかる。消費税の率が3パーセントだから公平だという人もいますが機械的な悪平等です。荷物を担ぐときは、体の大きい人は大きな荷物を、体の小さい子供には小さな荷物を背負わせる。これが世の中の習わしであり公正です。それを無視した消費税は許しがたい悪税という他ありません。

消費税は、税率の引き上げどころか、むしろ速やかに撤廃すべき筋合のものです。今消費税の増税などを云々する前に、やるべきことが歳入歳出両面にわたり山ほどあるではないですか。」

## (2) 不公正欠陥税制の是正で巨額の財源を発掘

「何より私の専門にかかわる歳入面、税金の取り方には厳然と不公正がまかり通っています。私の試算によれば、税制上の欠陥及び執行の不十分さにより巨額の課税漏れが存在しています。この是正こそが何よりも先決なのです。

『週刊ポスト』10月15日号では、自民党税制調査会副会長の野末陳平議

員が次のように発言しています。

「不公平税制の是正という、もっともらしい財源論もある。が、いまや昔ほど不公平税制は存在せず、その残党をすべて是正したとしても1兆円の税収にもならない。つまり、実効性はない。」

これはまったくの重大な誤りです。国会議員がこういうことを公言しているが税の実態についての認識不足であり断じて許せません。私は事実に関したデータをもってこういう人と対決したい、公開討論をしたいと考えています。

私もサラリーマンの所得税を下げることには大いに賛成です。それはやりましょう。しかし同時に消費税もなくすべきです。つまり「サラリーマンの所得税ゼロ、消費税ゼロ」。私はこれを提案したい。

そんなことができるのか、と思われる向きもあるかもしれませんが、私の試算では十分に可能なのです。」

### (3) 所得税制の最大の欠陥は貯蓄課税

「現行の個人所得税の最大の欠陥は貯蓄課税です。現在、個人の貯蓄残高は、平成4年3月末で627兆5,515億円もある。これがため込まれて少しも使われない。この利子所得に対しては、現在は少額貯蓄非課税制度（マル優制度）が廃止され、国税が15パーセント、住民税が5パーセント、合計20パーセントの税率による源泉分離課税になっている。ただマル優制度にかわって、①老人等の非課税制度と、②財形貯蓄非課税制度がある。

それが現在大変なことになっている。以前はマル優で郵便貯金、少額預金、少額公債それぞれ300万円ずつの枠がありましたが、それが老人だけになった。かつてはこれが乱用されて脱税し放題という状態だったためです。是正したことは結構ですが低所得者も利子所得について高い所得税を負担することになった。

つまり、一律に国税と地方税で20パーセントですから、従来所得税のか

からないような人にもかかるようになった。結果として低所得者には本来のあるべき負担より多くかかっている。

普通なら確定申告で還付請求をすべきですが、源泉分離課税になっているから、還付してもらおう権利さえも奪われている。一方、本来ならば50パーセントの税率が適用になる、その年の課税所得金額が2,000万円を超えるような高所得者の利子所得にも、20パーセントしかかからないことになる。そういうおかしな結果になってしまった。」

#### (4) 資産性所得への課税が脱落

「現行の老人等の非課税制度と財形貯蓄非課税制度とは、共に廃止する必要がある。老人は弱いから利息は非課税にするという扱いをしています。高齡化社会になってくると高齡者間のアンバランスが出てくる。

若いときに成功した人はたくさんの資産を持っています。65歳以上だから老人というように言うけれども、老人にもピンからキリまである。中には若い人が足元にも及ばないぐらい大きな資産を持つ人もある。そういう資産家の高齡者に対してこういう非課税措置を講ずることは時代遅れです。お年寄りの方には少し辛くてお気の毒ですけれども、やはりこの際廃止に踏み切っていく。もちろん、それは国民的検討を仰がなければなりません。

このほか、配当課税、有価証券の譲渡所得課税、土地の譲渡所得課税。つまり資産の運用や転換から生ずるいわゆる資産性所得に対する課税が脱落しているか、あるいは特別控除や分離課税による低い税率で済ませているということが問題です。

これによって所得税の命綱である総合累進課税、すべての所得を合併し総合して、累進税率を適用するという応能負担原理に基づいた累進課税制度という所得税の根幹が崩れ、形骸化している。

配当課税、これは会社の株式を持っていると入る配当金、その所得に対する税を配当課税というのですが、現行制度では配当税額控除というのが

ある。配当所得金額の10パーセントを税額控除するのです。配当金が1,000万円あると、その10パーセントの100万円はその人が納めるべき税金から引く。税額控除ですから、所得控除より大きく。総所得が1,000万円を超えたときは5パーセントになりますが、そういう制度が良いだろうか。

なに故に配当税額控除があるかという、それは法人というものをどうみるかに係わってくる。1つは、法人は株主個人の集合体だから、法人自体に所得税を課税する必要はない。法人の資産はすべて株主のものだ、だから法人の利益は株主に分配された時に初めて株主個人に課税すればいい。法人はトンネルに過ぎない。

しかし配当金がいつまでも来ないと永久に課税されないから、そこで、株主個人に対する代替課税として元で課税しよう。法人の所有者である株主個人が払うべき配当金に対する課税を法人税として前取りしているのであるから、株主に配当があった時は二重課税排除という理由で、株主には配当税額控除があるのです。」

#### (5) 先進国で唯一時代遅れの法人擬制説

「法人を単なる個人の集まりだと思えばこの制度は妥当でしょう。確かに家族だけでつくっている同族会社など、そういう法人もある。しかし、日本の大企業は世界中で活動して、社会的、国際的に大きく貢献している。誰も、それが個人の集りの仮構的存在だと思いません。

先進各国でこういう法人擬制説的な考え方をとっているのは日本だけです。昭和24年のシャープ勧告は、所得税については優れた勧告でしたが、法人税については、終戦直後ならともかく経済大国になり、多国籍企業を擁する我が日本国の大企業には全く当てはまらない。この40数年前の遅れた考え方を改めようというのが、私の「法人区分論」です。

私は、法人そのものを開放性法人と閉鎖性法人とに分け、前者つまり社会的実在性を持った公開大企業は、法人それ自体を納税主体として扱う。

後者は、個人経営のようなオーナー型の閉鎖性企業で、その場合は株主個人との二重課税排除があつていい。法人企業の経済的実態、資本の調達と利益配分の実態に即した法人税制の再構築、構造改革が必要です。

私は、配当税額控除制度を根本的に見直すことを提案します。後に法人税の不公正是正でも触れますが、経営実態に即し、証券市場を通じて国民一般から広く資金を公募している「資本開放性法人」からの配当には、配当税額控除を撤廃すべきです。

所得税についてはこの他に、医師優遇税制、政治資金課税の是正で、計5兆7,000億円の増収が見込めます。

さて一方、法人税です。まず先ほど出た受け取り配当課税の是正。日本では法人間の株式の持合いが盛んですが、現行では二重課税の排除を理由とし、法人同士が配当をやったり取ったりしていても、それに対する税金がかかっていない。

これについては先般の竹下税制改革で原則として受け取り配当金の20パーセントには課税することになりました。しかし残りは非課税のままです。

これを先の「法人区分論」に従って筋の通った法人税制にリストラする。法人の配当金は4兆7,309億円ありますが、課税の是正によって、4,900億円の増収になります。」

#### (6) 税務会計制度の自由化によるタックス・イロージョン

「法人税の不公正の是正の第2点は、税務会計制度の自由化です。課税すべき所得をどう計算すべきか、という点ですが、現行では全体が緩く弾力的で経理上資産として上げるべきものが費用に落ちたり、利益として計上すべきものが費用になったりして、タックス・イロージョンにより全体に課税所得が縮小化されている傾向がある。

それは企業の経理のなかでやりますから、統計資料も出ません。密室のなかにおける課税所得の浸食現象と言えます。



ですから、利益が上がった企業が所得を少なくするようなことができます。利益の上昇した企業はこの制度をうまく使うことによって税金が少なくなる。利益の上昇しない会社は、赤字は出しにくいから、落とせるものも落とさず利益を出し割高な税金を払う。結果、負担能力に逆行するという社会的弊害も出てくることになる。

詳しくは説明を省きますが、それらを是正すると、1兆9,900億円の税収増が期待できます。』

#### (7) 外国税額控除制度の欠陥

「大きなものに国際課税があります。私は5年前に「税金を払わない大企業リスト」を公開して、三菱商事、伊藤忠、丸紅、日商岩井など総合商社が外国税額控除制度の欠陥を活用してほとんど自国に税金を払っていないことを指摘しました。確かに国際二重課税の排除は必要なのですが、外国税額控除には、直接控除と間接控除のほかに、みなし外国税額控除があります。ところが、この制度の全般にわたり国際二重課税の控除という本来の趣旨を越えて、過大に控除するという欠陥が残っています。とくに、みなし外国税額控除は、海外でまけてもらった税金まで外国で払っているとみなして控除することができるのです。このみなし外国税額控除制度は、租税条約の可及的速やかな改定を通じて段階的にやめるべきでしょう。」

#### (8) 所得税と法人税の欠陥是正で11兆4,800億円の増収財源

「また、タックスヘイブンの濫用も一段と厳しく規制すべきでしょう。世界の租税回避地に子会社をつくり利益を移し、税を逃れている日本の大企業がいかに多いことか。この規制を強化すること、移転価格操作という複雑なやり方の税逃れの一層の規制、海外脱税の取り締まり、使途不明金の課税強化、宗教法人等公益法人や医療法人課税の是正など、法人税の不正な部分を是正すれば、合計して5兆7,800億円の増収が見込める。所得税と法人税合わせて11兆4,800億円になります。」

〔図表1〕 直接税の不公平是正による増収税額  
 ——平成5年度分（平年度ベース）の増収想定額のシミュレーション——

中央大学富岡研究室

	項 目	増収額
所 得 税	1. 貯蓄課税の是正	3兆6,700億円
	2. 配当課税の是正	1,200億円
	3. 有価証券の譲渡所得課税の是正	3,600億円
	4. 土地の譲渡所得課税の是正	1兆1,300億円
	5. 医師優遇税制の是正	1,200億円
	6. 政治資金課税の是正	3,000億円
	小計 5兆7,000億円	
法 人 税	1. 受取配当課税の是正	4,900億円
	2. 税務会計制度の自由化の是正	1兆9,900億円
	3. 土地の譲渡課税の是正	6,100億円
	4. 外国税額控除制度の是正	2,600億円
	5. タックス・ヘイブン濫用の規制強化	3,200億円
	6. 移転価格操作の規制強化	2,800億円
	7. 海外での脱税の取締り強化	3,100億円
	8. 使途不明金への課税強化	5,800億円
	9. 公益法人課税の是正	6,100億円
	10. 医療法人課税の是正	900億円
	11. 準備金・特別償却等の特別措置の整理	2,400億円
	小計 5兆7,800億円	
合 計	11兆4,800億円—①	

〔消費税をゼロとした場合の所得税減税可能性の試算〕

一般会計予算の消費税取分……5兆4,580億円—②

所得税減税充当可能見込額……①—②=6兆220億円—③

\* ③の結果はサラリーマン全体の90.1パーセントを占める、年間給与所得収入800万円以下のサラリーマンの所得税をゼロにすることを可能にする。

(9) 直接税の不公平是正による増収財源でサラリーマンの90パーセントの所得税  
 ゼロが可能

「これを財源に、まず消費税を廃止する、5兆4,580億円が必要となります。

そして残りの6兆220億円で所得税減税を行えば、サラリーマン全体の90.1%を占める年間給与所得収入、800万円以下の人の所得税をゼロにできるのです。会社でいえば、大きな会社でも課長以下、所得税はゼロになる。高給階級である大企業の重役や部長クラスには所得税を納めてもらえばいい。

この「富岡緊急税制再改革案」による試算では、年収700万円の家庭なら年間で40万1,000円、800万円の家庭では実に58万5,000円も可処分所得が増えることになります。

不況というのは物が売れないということ。先行き不透明だから、みな貯蓄し、消費が停滞している。経済の先行きに対する信頼がないから消費者は動かない。

ところが温めなければいけない消費を、消費税引き上げで冷やそうとしている。貧血状態の人から血液を抜くようなもので、ヤブ医者ばかりがいま跋扈<sup>ばつこ</sup>している。消費税の引き上げなどとは、経済の論理からしても全く逆なのです。

私の提案は、所得減税が損か得かという下劣な議論ではありません。国の背骨たる税制を公正化し、高齢化社会に備え得る活力ある国にするにはどうしたらいいのか、ということなのです。」

#### IV 野末陳平自民党税調副会長の「誤読」に基づく批判への反論

——「学者の机上の空論」とまでの誹謗は許せない——

##### 1 『週刊文春』に発表した「消費税ゼロでも（年収800万円以下の）所得税減税はできる」との私の所見を「世間知らずの学者の空論」とまでの誹謗にデータを明示し主張の根拠を詳説して反論

「これは是非、奥様方に読んで頂きたい、『週刊文春』の富岡論文は机上の空論ですよ」の大見出しのタイトルで、私が『週刊文春』（1993年10月28

日号) に発表した所見に対する自民党税制調査会副会長の野末陳平議員による批判が『週刊ポスト』(1993年11月12日号) 誌により大々的に報道された。これに対し、具体的な詳細なデータに基づき「不公正税制の是正による増収試算」を明示した私の反論所見を報道した『週刊文春』(1993年11月18日号) は、冒頭に次のような文章を掲載している。

「論争は大いに結構だが、「世間知らずの学者の机上の空論」「荒唐無稽」とまで誹謗されては看過できない。自民党税制調査会副会長・野末陳平議員が「長年の税務知識と詳細データを動員した」はずの消費税率引上げ賛成論は、誤読に基づいた無責任な暴論だ。」

## 2 『『週刊ポスト』野末陳平氏の「長年の税務知識」が泣く“消費税引上げ論”は弱者イジメ』をタイトルとする反論の所見を『週刊文春』に発表

所得税減税をオトリにした消費税増税とのセット論を批判した『週刊文春』の私の所見に対し、大々的な批難文を「消費税引上げキャンペーン」中の『週刊ポスト』が掲載しているので直ちに反論をしたいと『週刊文春』の編集部から連絡があり、反論の緊急インタビューを求められた。前号の『週刊文春』において『週刊ポスト』の野末議員の発言を批判したので、その反論であると思われる。

この時の『週刊ポスト』誌での野末議員の暴論的批判は、同議員の個人の見解なのか、自民税調での意見や政権与党の意向の反映なのか、それとも大蔵省当局の意見の代弁であったのか、その真相は明らかではないが、いずれにしても批判が激しく、しかも細部にわたっていることに関心が寄せられた。

野末議員の私の主張への批判に対する私からの反論は、「『週刊ポスト』

で野末陳平氏の「長年の税務知識」が泣く“消費税引上げ論”は弱者イジメ」のタイトルで翌週号の『週刊文春』誌に発表した（『週刊文春』1993年11月18日号、第35巻第44号、平成5年11月18日発行、文藝春秋、196-200頁）。

野末議員への私の反論として『週刊文春』のインタビューに答えて語った所見は、以下のようである。

(1) 『週刊文春』の前号に発表した私の緊急提言の要旨と論争の経緯

「政府・財界・マスコミが一体となり「消費税率引上げとセットになった所得税減税」を、あたかも世論のように喧伝している現在の状況に私は大きな危機感をおぼえ、『週刊文春』10月28日号に「緊急提言——消費税ゼロでも所得税減税はできる」と題した一文を寄せました。

前回の記事は、中央大学富岡研究室が作成した税制再改革シミュレーション、「富岡緊急税制再改革案」を基にしています。そこでは次のような提言を行いました。

- ① 現行の直接税（所得税・法人税）の不公正是正によって、実に11兆4,800億円の増収が見込める（〔図表1〕参照）。
- ② これを財源とすれば、現行消費税を廃止し、かつサラリーマンの90パーセント以上を占める年間の給与収入800万円以下の給与所得者の所得税をゼロにできる。

つまり税金を取るべきところから公正に取れば、所得税減税を実施しても消費税率の引上げなど必要ないのです。不公正税制の是正によって十分財源を確保できる余地がありながら、それを放置し、是正するための努力もせずに「消費税率の引上げしかない」というのは余りにも短絡的に過ぎるのではないだろうか。

ところが、消費税率の引上げの大キャンペーンを行っている『週刊ポスト』で、自民党税制調査会副会長の重職にある野末陳平議員はこんな発言をしていました。

「不公平税制の是正という、もっともらしい財源論もある。が、いまや昔ほど不公平税制は存在せず、その残党をすべて是正したとしても1兆円の税収にもならない。つまり、実効性はない」(『週刊ポスト』10月15日号)。

私の提言は、こうした認識がまったくの誤りであることを指摘したものでした。それに対し野末議員は、『週刊ポスト』11月12日号で、「『週刊文春』の富岡論文は机上の空論ですよ」なる“反論”を発表しました(編集部注——以下引用は同誌同号より)。

野末議員の“反論”は基本的には、一体どう計算すればそんな増収があるのか「計算根拠が不明」というものです。」

#### (2) 野末議員の「誤読」による曲解に反論する

「ひとつの論を発表する以上、詳細なデータと綿密な計算があるのは当然なのですが、限られた誌面では、その細かな内容にまで踏み込むことは能わず、それが誤解を招いたのかもしれない。それにしても「女性のみなさん、世間知らずの学者の机上の空論にまどわされてはいけません」「打出の小槌でもお持ちなのでしょうか、このセンセイは」「学者センセイたちの増収策はどれも無責任」「あまりにも荒唐無稽」といった、品のない表現は、何を根拠におっしゃるのか、怒りを禁じ得ません。

野末議員の発言は、かつて国税庁に勤務し、政府税制調査会特別委員を務めた私ばかりか、中央大学の名誉、あるいはこれまで様々な研究者が行ってきた試案を侮辱するものです。しかしこうした表現の“品のなさ”は野末議員の責任とばかりもいえず(『週刊ポスト』編集部や編集者の姿勢なのかもしれないが)、論点がズレかねませんので、ここではひとまず措きます。

富岡提案の内容について、野末議員が特に具体的にご指摘されている論点に絞ってご説明いたします。私が「貯蓄課税の是正で3兆6,700億円の増収」の見込みがあるとしたことについて、野末議員は、

「(老人等の非課税貯蓄と財形貯蓄非課税制度を)全廃したところで6,000億円

にもなりません。3兆円以上の財源がどこから出てくるのでしょうか」と、おっしゃられています。

この誤読認識不足に反論するためにまず、貯蓄課税制度是正の提案について説明しましょう。」

### (3) 貯蓄課税の是正による3兆6,700億円の増収税額の根拠

「現行の貯蓄課税制度は中曽根税制改革によって、従来の少額貯蓄非課税制度（マル優）が廃止され、利子所得に対しては一律15パーセントの所得税と住民税5パーセントの税率による源泉分離課税になりました（少額貯蓄非課税制度に代わる特例として老人等の非課税制度、財形貯蓄非課税制度があります）。

その結果、低所得者に利子所得がある場合、税法で決められている税率より高い所得税を負担することになっている。つまり給与所得には10パーセントしか所得税がかからない人にも、貯蓄の利子所得には国税の所得税だけで一律15パーセントが課税されている。給与所得に所得税がかからないような低所得者も、利子所得には15パーセント課税されている。それに地方税の住民税として5パーセントが加わり20パーセントの源泉分離課税が徴収される。つまり、中堅サラリーマン以下の圧倒的多くの人は税法で決められている税率以上の税金を取られているのです。

一方、課税所得が2,000万円を超え50パーセントの所得税率である高所得者の場合も、利子所得には20パーセントしかかからないで済まされる。ここに大変な逆転現象が起こっている。

源泉分離課税制度になっているためにこういう重大な不公正が生じているのであり、速やかに所得課税の原点である総合課税に復帰すべきと思います。

私は貯蓄課税全体の改革を提案しているのです。野末議員は老人等の非課税貯蓄と財形貯蓄の非課税をやめるということだけを大きく取り上げ、

それであたかも3兆6,700億円もの巨額な税収があるようにお読みになっておられるようです。しかしそれは、重大な誤解です。もとより総合課税化のなかで老人マル優、財形貯蓄の非課税制度は廃止されるべきと考えているのです。

源泉分離課税を止めすべての貯蓄の利子所得に総合累進課税すれば、3兆6,700億円の増収が見込めるのです。その計算の根拠を示しておきます（〔図表2〕を参照）。

野末議員は「老人マル優を今更廃止するなんて冷酷なことではできません」ともおっしゃっています。私もこの点については悩みました。しかし、利子所得は不労所得です。お年寄りにも多額の貯蓄を持っている人がいます。たくさん利子所得のある人からは、きちんといただくべきでしょう。これは決して老人をイジメることではありません。所得の大きさに応じて税を納める。応能負担原理に基づいた総合累進課税制度こそ、所得税の根幹なのです。

弱いものイジメ、という意味では消費税こそまさに弱いものイジメの最たるものであることは前回指摘しました。消費税を上げるということは、一番弱い、年金収入しかないお年寄りをイジメることになるのです。」

#### (4) 土地の譲渡所得課税の是正による1兆1,300億円の増収税額の根拠

「さて土地譲渡所得課税の是正についても、野末議員は、「T教授（私のこと）は土地譲渡のさいの特別控除や低率の分離課税などを念頭におき、これらは不公平だからやめろと書いています」としていますが、そのようなことを短絡的にいっているわけではありません。

貯蓄課税の是正と同様、土地などの譲渡から生じる資産性所得についても総合課税化を提案し、かつ住宅政策などの政策目的も十分に加味したもののなのです。

現行税制において、個人の所有する土地・建物の譲渡所得は所有期間が



〔図表2〕 貯蓄課税の是正による増収税額（平年度ベース）

計算の基礎と増収額	現行税制	富岡提案
I 個人の利子所得金額の算定	(1) 中曾根税制改革により、利子所得に対しては従来の少額貯蓄非課税制度（マル優制度）を廃止し、一律15%（他に住民税5%）の税率による源泉分離課税となった	(1) 中曾根税制改革により、貯蓄課税については、低所得者に利子所得がある場合には、高い所得税を負担することになる。一方、高所得者に利子所得がある場合には、低い所得税で済むことになり、新たな不公平が生じている
(1) 個人貯蓄残高 （平成4年3月末） 627兆5,515億円	(2) 課税の特例 少額貯蓄非課税制度に代わり以下の非課税制度が創設された	(2) ① 老人等の非課税制度は一部の裕福な高齢者を優遇し不公平を増大させている
(2) 同上利子収入 （平成5年分推計） (1)×3.4% = 21兆3,367億円	① 老人等の非課税制度 郵便貯金元本 300万円 少額預金元本 300万円 少額公債元本 300万円 * 非課税貯蓄申込書を金融機関の営業所等に提出した場合のみ適用がある	② 財形貯蓄非課税制度における利用状況をみると、その平均貯蓄額は、限度額に比べてはるかに低く、限度枠を使い切るのはごく一部の利用者に限られる
II 税制再改革提案	② 財形貯蓄非課税制度 元本 500万円 * 財形非課税申告書を金融機関の営業所等に提出した場合のみ適用がある	(3) よって、次のように税制再改革を提案する
(1) 少額預金者分（28%相当） 5兆9,742億円 10%課税……………5,974億円	(平成6年1月1日以後の預入等については老人等の非課税制度の非課税限度額を350万円、財形貯蓄非課税制度の非課税限度額を550万円に引き上げる)	① 利子所得は総合課税にすることにより、他の所得と合算して課税する
(2) 一般預金者分（37%相当） 7兆8,945億円 25%課税… 1兆9,736億円	(3) 総合課税は適用されていない	② 現行の老人等の非課税制度と財形貯蓄非課税制度はともに廃止する
(3) 高額預金者分（35%相当） 7兆4,678億円 45%課税… 3兆3,605億円		
(4) 合計(1)+(2)+(3) 5兆9,315億円		
(5) 政府予算計上額（推定） 2兆2,646億円		
III 差引：増収額(4)-(5) 3兆6,669億円		
増収額 3兆6,700億円		

(注) I (1) 推計個人貯蓄残高 = 預貯金 + 信託 + 公社債 + 投資信託 - 配当所得となる証券投資信託

(2) 推計利子所得金額 = (1) × 平成5年度の推定平均利回り

II 少額（貯蓄額1,500万円未満）一般（1,500万円以上4,000万円未満）高額（4,000万円以上）としその割合は総務庁統計局「平成4年貯蓄動向調査報告」をもとに算出した。その他基礎データは日銀調査統計局「経済統計月報」国税庁編「国税庁統計年報書」などによる。

5年を超えるものを譲渡した場合は長期譲渡所得としています。これは一律30パーセントの分離課税で、所得税の最高税率50パーセントからすれば安くなっている。この長期譲渡所得についての低率分離課税に問題があるわけです。

私の提案はこうです。5年以下の短期譲渡所得については全額を総所得金額に算入し、総合課税とする。一方、長期譲渡所得は長い間かかって値上がりした土地・建物を売った時の所得ですから、累進課税を一度にかけたのでは過酷でしょう。ですから長期にわたって形成されたキャピタルゲインを平均化するために、長期譲渡所得の2分の1の額だけを総所得金額に算入すべきと考えます。

そして課税緩和の優遇措置は特別の場合に限定し、原則として廃止する。というのは、これまで政府は様々な形で土地政策のため優遇措置を設け税制をいじくってきたわけですが。その結果大きな不公正が生まれた。但し一遍になくすわけにも行かないので、収用・交換の場合、居住用財産の譲渡については特別控除を残しておくというものです。こうして現実に即した細かな配慮をした上で、1兆1,300億円の増収が見込めるのです。」

#### (5) 政治資金の課税問題に触れないのは何故か

「政治資金課税の是正について野末議員は、「政治資金のあつめかたや使いかたはたしかに不明朗すぎます。不公平不公正というより社会正義の上から何らかの手をうつべき時期だと思えます」と認められています。貴重な卓見です。しかし、手をうつべきだとしつつも、課税の問題には一切触れていません。私は政治資金課税の是正を「課税の問題」として、具体的な改革提案をもとに試算しているのです。

現行の所得税において政治資金は非課税である。ただ政治活動以外の目的に使った場合、雑所得として課税している。

政治家が政治資金として集めた金で個人の家を建てたり、貯蓄をした

り、ワリシンを買ったたりすれば課税されるわけです。それを申告しなかったから前自民党副総裁は脱税で起訴された。

やはり政治活動以外に用いた支出については課税すべきです。ところが現行では政治活動と非政治活動に用いた支出の区分基準がはっきりしていない。

国会は、必要経費となる「政治活動に用いた費用」の定義と基準を作るべきなのです。しかし今回の政治改革法案にも、政府税調の答申案にも、それは一切触れられていません。そこで私は独自にその区分基準を作り、それをもとに政治資金規正法に基づく公表額などから試算すると、控えめにみて3,000億円の増収が見込めるのです。」

(6) 公益法人課税の是正による6,100億円の増収税額の根拠

「法人税について、私は公益法人課税の不正是正で6,100億円の増収という試算結果を公表しましたが、野末議員は、「公益法人からの法人税収はいまのところ600億円程度。(略)どのような増収策と是正措置を講ずれば、T教授の計算する現税収の10倍の6,100億円が出てくるのかわかりません」と疑問を呈しておられます。

現在、宗教法人、社団法人、学校法人など公益法人は原則非課税となっています。但し、物品販売や不動産貸付、金銭貸付など法令に限定された33項目の収益活動については、限定的に課税しています。

この33項目、戦後まもなくできた制度が、その後40年間まったく変わっていないのです。そのうえ、適用税率も普通の法人なら37.5パーセントなのに、公益法人は27パーセントと低い。時代に即して改革すべきではないでしょうか。

公益法人の所得で非課税としているもので、特に問題は、金融収益や資産譲渡利益です。例えば、預貯金・公社債の利子、保有株式の配当や剰余金、株式や不動産の譲渡利益などです。公益法人の蓄財は戦後まもなくに

比べ、いま膨大なものになっているが、これに課税していない。担税能力もあり、社会的公正の見地からしても是正が当然です。」

#### (7) 使途不明金への課税強化で5,800億円の増収税額の根拠

「最後に、使途不明金への課税強化の問題です。野末議員は、「使途不明なるがゆえにいったいどのくらいの金額になるのか、実は税務当局でも正しく把握できません」「使途不明金の全容を把握するには税務職員が何百人いても足りませんから、とうていT教授の試算による5,800億円なんて大増収は不可能です。」

確かに、現行税制のもとでは税務署にすべてを把握しろといっても無理なことです。つまり、税制を直さなくてはいけないのです。経理がきちんとしている信じられてきた大企業が、巨額の金を出しながら領収書も取らない、相手の名前も明らかにしない。

まさに、使途不明金に如実に示されている大企業の不正経理や不透明な金の動きは、経済大国である日本の基盤を、根底から突き崩す危険を内蔵した病根です。

無論、なくせと言っても簡単には無くなりません。問題は使途不明金を事業取引において必要不可欠な交際費を一緒くたにして、全額否認とし、損金不算入で税金だけを払えば終わり、としている現在の制度に問題があります。ダーティビジネスの温床である使途不明金が健全にして必要な交際費とまったく同じ扱いになっているのです。ここに使途不明金が無くならない根源があるのです。

私は使途不明金については「発生形態別課税方式」を導入することを提案しています。

つまり、使途不明金を〔① 法人が自己否認したもののうち、税務調査の段階で使途が解明されたもの、② 自己否認したもののうち、税務調査で使途の解明に協力しなかったもの、③ 他の科目に仮装して損金経理し

たもの、④別途会計による、いわゆる裏金から支出したもの、簿外資産となっているもの]に分け、経理の不透明さの強弱に応じて段階的に重課する方式です。この改革による使途不明金への課税強化によって、5,800億円の増収が見込めるとというのが私の試算結果です。」

(8) 野末議員の消費税について誤った認識の仕方に異論

「さて、野末議員の消費税に対する見方、その持ち上げ方にも大いに異論があります。

私は必ずしも消費課税そのものに反対しているわけではありませんが、現行の消費税は竹下内閣が強行導入で無理やりに押し込んだものということをお忘れはいけません。しかも現行消費税は本質的にも技術的にも欠陥だらけなのです。所得の少ない人ほど消費税の負担率が高くなる（家計に占める消費税支出割合が高くなる）という「逆進性」は消費税の回避しがたい欠陥です。

ところが野末議員は、「これはいわゆる逆進性の問題で、極論すれば、貧乏人から税金をとるなってことにつきますが、じゃなぜ欧米諸国でこの税が定着しているのでしょうか。」

このような言い方は、消費税の持つ逆進性という本質的な問題を回避して、ただ欧米諸国と横並びで行こうという、大変恣意的かつ安易で無責任な発言といわざるを得ません。

また、確かにヨーロッパでは消費課税が定着しています。しかし、標準税率も高いが、それ以外に贅沢品などにはより高く割増税率がある。また生活必需品は非課税や非常な低税率、ゼロ税率にしている国もあり、各国とも逆進性の緩和に配慮しているのです。それがヨーロッパにおける実際の姿です。

そういうことを野末議員もご存じのはずなのに、ただ一律課税の3パーセントを上げていこうとしている。首を傾げるばかりです。」

### 3 税は公平・公正であるべき

野末議員による私の「緊急提案」に対する激しい暴論的で混迷している批判への私の反論は、「税は公平・公正であるべき」で結んでいる。

以下は、税のあり方について基本的な考え方、不公正税制の是正による増収試算の公表の真意、野末議員への公開討論の要請を語った『週刊文春』のインタビュー記事の終章部分は、以下のようである。

#### (1) 国にとっての税のあり方

「その国にとってどのような税体系がいいか、ということは、その時代の経済や社会構造、徴税技術の水準などと関連し、また、伝統や文化、国民性にもよります。日本はメインタックスとして所得税・法人税中心でやってきました。経済が発展し、文化水準が高く、国民が政府を信頼して申告納税制度により自主的に税金を納める国なら、応能負担原理に基づいた直接税中心がいい。ところが、国民が納税に協力しないような国はやむを得ず間接税（消費課税）中心にならざるを得ないのです。

その場合も、消費の質に応じた個別消費課税の導入が大切です。奢侈品、高度の便宜品、高級サービスに限定して課税し、生活必需品には絶対に課税してはいけません。」

#### (2) 税の理念には「平等」でなく公平・公正であるべき

「野末議員は、「とにかくこれからの日本は消費税でみんなに税金を払ってもらおう。所得税は累進税率で格差をのこすが、消費税は平等の負担こそが公平だ」ともおっしゃいますが、税においては平等というものはありません。税は公平、公正であるべきなのです。企業にも、大企業もあれば中小企業もある。体の丈夫な人もいれば弱い人もいます。それぞれの負担能力に応じて税を負担することこそ、公正なのではないでしょうか。

税は、国のバックボーンで、政治の姿を示し、そのあり方を決め、社会の仕組みに大きな影響を持ちます。だからこそ、わが国の基幹税である所

得課税に限りなく存在する不公正を是正することが何よりも先決だ、と私は考えます。不公正がまかり通れば税に対する国民の信頼を失わせることになります。それは、まさに国家の危機と社会秩序の崩壊につながるのです。」

(3) 増収税額の試算11兆4,800億円は不公正税制の大きさのスケールを計量化し、  
国民に告知

「増収試算11兆4,800億円は、必ずしもこれだけ税金を取れと言っているわけではありません。不公正税制の大きさ、そのスケールを計量化して述べているのです。これだけの不公正があり、それを放置したまま消費税率の引上げに走ることの是非を、私は国民の皆さんに問いたいです。」

今回の増収試算の算出基盤については今月（1993年11月）12日頃、拙著「歪んだ『税』を斬る」（徳間書店刊）が出ます。野末議員にもお届け致しますから是非ご点検下さい。不明な点があれば私にお尋ねいただきたい。私もお尋ねしたい点が多々あり、公の席、国民の前で公開討論を開きたい、とこの場を借りて強く提案いたします。」

#### 4 私の反論の後は野末議員も『週刊ポスト』も沈黙

野末議員の批判に対する私からの反論は以上のとおりであるが、これに対してその後、野末議員からも『週刊ポスト』誌からも「再反論」の反撃も、見解の表明もなく黙ったままである。

「富岡論文は机上の空論ですよ」と勇ましく批判していたのに、私からの不公正税制の是正についての理論的根拠、その是正による増収税額の算定根拠を具体的に明示した詳細な解説的説明により納得したのか、それともはや再反論してくる余地がなくなったのか。いずれにしてもノウ・アンサーのままである。

私が野末議員に提案した「公の席、国民の前での公開討論」の申し出に

対しても、その後、諾否についての回答がないままである。

## V 『歪んだ税を斬る—勤労所得税と消費税をゼロに』を出版

—細川政権とマスコミの消費税率アップコールに異議—

### 1 『爆弾提言・歪んだ「税」を斬る—勤労所得税ゼロ・消費税ゼロでも国は成り立つ』を出版し不公正税制の是正で消費税は廃止できるを提言

この時期に刊行した単行の出版物として、1993（平成5）年11月30日に発行した『爆弾提言・歪んだ「税」を斬る—勤労所得税ゼロ・消費税ゼロでも国は成り立つ』がある。同書では、当時の細川政権をはじめ、税調・マスコミの消費税率アップコールに異議ありと抗議し、「消費税アップは、極めて危険な選択である」ことを明らかにし、「消費税と年収800万円以下の平均的サラリーマンの勤労所得税をゼロにできる」ことを提言している。

まず、同書の1993（平成5）年10月18日付の「はじめに」において、以下のように説明した。

「いま、景気浮揚策の一環として、将来的な“消費税率アップ”とリンクした形での所得税減税が取り沙汰されています。

より正確にいうなれば、所得税減税の要求を逆用して、これまでタブー扱いをしてきた「消費税」に手をつけて、技術的な欠陥を少しばかり手直しすることを前提に、税率を引き上げ、いよいよ本格的なものにしようとする策謀が進んでいるということです。

しかも、問題なことは、いま、政府・財界とマスコミ、とくに大新聞によって「消費税」の大幅な値上げのムードづくりが鳴りもの入りで進行し、あたかもそれが世論のように扱われていることです。



しかし、財源を“消費税率アップ”に求めることを前提として、サラリーマンの所得税減税を論ずるスタンス自体に大きな間違いがあるのです。

大部分のサラリーマンの所得税を「ゼロ」にし、しかも、「消費税」をも「なくす」ことができるのです。

私は、このことを天下に明らかにし、国を危うくし、民族を衰亡に導く恐れのある“消費税率アップ”に反撃する警世の書として、渾身の力を振るい、情熱を込め、この本を緊急執筆しました。

\* \* \*

いま進められようとしている“消費税率アップ”が、いかに誤りであり、筋違いなことであるかということにつき、主な論拠をあげて説明しておきましょう。

- (1) 「消費税」は、その導入の経緯とともに、それ自体が重大な欠陥税制であることからして、国民により認知されていません。また、政治家は、これまで一度も、はっきりと、その信を国民に問うては、いないのです。
- (2) 「消費税」は、租税理念からみて「逆進性」が強い本質的な欠陥体質を有し、構造的にも、消費者が払った税金が国に入らずに事業者の儲けとなる「益税」などがあります。そんな歪んだ税制の値上げなどは、とんでもないことです。
- (3) 不況対策としての所得税減税それ自体は、無いよりはよいとしても、そのあとに、減税以上のとんでもない“消費税率アップ”という虎や狼がくるのであれば、効果などありません。ましてや、消費を冷やすことをして、何が景気浮揚策でしょうか。

- (4) 「消費税」は、その税率の引き上げどころか、むしろ撤廃すべき筋合いのものです。いま、その増税などを云々する前に、公正で活力ある国づくりのため、やるべきことが、歳入・歳出の両面にわたり山ほどあります。全く手順が違うのです。
- (5) 歳出面では、「税金の無駄づかい」のない、簡素で効率的な政府に変身させることが大切です。国と地方を通じての行政改革を断行するとともに、効果の乏しい補助金の削減、海外援助などの見直しを含めて、歳出の徹底的な削減合理化を断行することです。
- (6) 歳入面では、不公正税制の徹底は正が先決です。メイン・タックスである所得課税に潜在し、いまは、その論議さえも姿を消してしまっている「消費税」の税収の2倍を超える規模の11兆4,800億円もある不公正税制をなくすことです。

\*            \*            \*

税制は、一国の政治の実相を鮮明に眺望する望遠鏡であり、政治の奥底にひそむ、かくれた病巣を発見する顕微鏡であると考えます。

何よりも、税制は国のあり方を決定するバックボーンですから、公正と正義で貫かれ、広く国民により、その尊厳と権威が高く認められるものでなければなりません。

公正な税制のもと、国民負担率の急上昇に歯止めをかけないと、活力のない重増税国家に転落し、やがて衰亡への途を早めることになります。いま、私は、このことを声を大にして国民に訴え警告したいのです。」

## 2 「消費税率アップどこが大問題なのか」から、「公正で活力のある国づくりを目指して」までを記述した同書の内容

同書の内容を、その柱となった章建てを掲げ全体像を示すと、次のようである。

- ① “消費税率アップ” どこが大問題なのか——
  - それは、極めて危険な選択である——
  - 「消費税」の正体を知ろう
    - 巷に溢れる怒りの声
  - サラリーマンの「所得税」ゼロ, 「消費税」ゼロは可能
    - 所得課税の不公正は正で11兆4,800億円が増収となる
  - 現実妥協型税制は、国を減ぼす
    - 2つの税哲学の葛藤と相剋
- ② これまでの日本が抱えている構造的課題点
  - 国のあり方を考えるための前提としての現状分析——
  - 政治の構造的腐敗と国民の政治不信の極限化
    - 金権・利権誘導型政治と政官業の癒着
  - 経済の構造的低迷と企業の業績停滞の深刻化
    - 超エリート企業の凋落・企業環境の構造的変化
  - 社会の構造的変革と競争原理の衰退
    - 活力の急速な減退と新階級社会の台頭
  - 税制の構造的欠陥と社会的不公正の拡大化
    - 政官業の癒着の権化と醜悪な惨状
  - 日本の税制6つの重大欠陥
    - 歪んだ政治により歪められた税制・悪魔の仕組み
- ③ 所得税の不公正は正

——欠陥の徹底是正により、5兆7,000億円の所得税増収が可能——

- 所得税制で再改革しなければならない点
  - サラリーマンいじめの歪んだ税を正せ
- 貯蓄課税の是正
  - 個人貯蓄627兆円もの利子課税がおかしい
- 配当課税の是正
  - 時代おくれの配当優遇税制を見直せ
- 有価証券の譲渡所得課税の是正
  - 売却額の1%だけの所得課税でよいのか
- 土地の譲渡所得課税の是正
  - たなほた利得に対する税金が安すぎる
- 医師優遇税制の是正
  - いまだ残されている特例措置をやめよ
- 政治資金課税の是正
  - 政治家も、きちんと税金を払え

#### ④ 法人税の不公正是正

——欠陥の徹底是正により、5兆7,800億円の法人税増収が可能——

- 法人税制で再改革しなければならない点
  - 大企業の税金逃れのメカニズムをなくせ
- 受取配当課税の是正
  - 実態から遊離している法人間配当無税
- 税務会計制度自由化の是正
  - 経理のからくりによる税逃れが拡大
- 土地譲渡課税の是正
  - いらぬ特例が多すぎる
- 外国税額控除制度の是正

——いまだ解消されない「国に税金を払わない大企業」の存在

- タックス・ヘイブン濫用の規制強化
  - 目に余る税金逃れの凄まじさ
- 移転価格操作の規制強化
  - 多国籍企業の微妙な税逃れ
- 海外での脱税の取締り強化
  - 国税庁の手のとどかないところで
- 使途不明金への課税強化
  - ゼネコン汚職にみる大企業の不正経理
- 公益法人課税の適正化
  - お寺も、お宮も税金を払え
- 医療法人課税の是正
  - 病院の課税も公正にしろ
- 準備金・特別償却等の特別措置の整理
  - 既得権化させてはならない

⑤ 許せない欠陥税制としての「消費税」の実態

——このままで値上げなどはとんでもない——

- 民意を無視し“力づく”での「理念なき税制改革」の強行
  - 竹下税制改革の国民への背信
- 「消費税」の本質的・技術的欠陥
  - 救い難い最大の不公正税制だ
- 「消費税」9つの大罪
  - 私が「消費税」値上げに反対する論拠
- 税率引上げの前に仕組みの見直しができるか
  - 日本の取引慣行の現状からみて難航は必至だ

⑥ 公正で活力ある国づくりを目指して

——国のあり方を決めるバックボーンとしての税制のあり方——

- 「大型間接税」導入の歴史

——いかにして財政当局の半世紀にわたる悲願が達成されたか

- いま急浮上の「消費税アップ」の策略

——政治・財界・マスコミによるムード作りの大合唱

- 「緊急税制〈再〉改革」の富岡提案

——国のあり方を決めるバックボーンの建て直し

- “消費税率アップ”は国を減ぼす恐れあり

——国民よ、民族衰亡への途を選ぶな

### 3 サラリーマンの「所得税」ゼロ、「消費税」ゼロは可能——所得課税の不正是正で11兆4,800億円が増収となる

同書における主張と提案のキーポイントである年収800万円以下の平均的サラリーマンの所得税と消費税は「ゼロ」にすることが可能であるとす  
る提案についての記述は、以下のようである。

#### (1) 「消費税」に触れば崇りがある

「〈日本が抱える構造的な問題を大掃除することが、わが内閣の使命である〉と、細川首相ご自身も強調しておられますが、現行税制は、長期にわたる自民党一党支配の弊害によって生み出された構造的な欠陥が積もりに積もった醜悪の集積物のようなものです。ですから、「日本が抱える構造的な問題を大掃除する」ならば、何をおいてもまず、現存する不公正税制の徹底的な是正から着手すべきです。

しかしながら、驚いたことに、細川政権は、租税理念に基づいた不公正税制の是正に着手するどころか、「消費税」の値上げを行おうとしているのです。

そもそも、「消費税」とは、海部内閣、宮沢内閣とも、首相自らが組閣

直後に、「私の内閣では、『消費税』の値上げはいたしません」と明言し、タブー視してきた欠陥税制なのです。

「消費税」とは、その本質において国民に不公正な重税を課するものであるわけですから、一部の富裕層や特権階級を除いた国民の大部分の本能的な抵抗を招く税制なのです。そのことを、最も端的に示すのが、次の言葉です。

「消費税」に触れれば祟りがある。

実際、中曽根政権も、竹下政権もその末路は消費税の祟りで実にぶざまな潰れ方をしました。

それにもかかわらず、「消費税」に触れよう、値上げをしようとしている細川政権は、いったい何をねらっているのでしょうか。

「バブル経済が崩壊し、不景気が続いているので、税収が落ち込んでいる。だから、何としても税収を増やさなければならない」というのでしょうか。それならば、「消費税」を値上げする前にやらなければならないことが、山ほどあります。

具体的に述べましょう。

現行の不公正税制を是正しさえすれば、「消費税」をゼロにできます。そのうえ、年収800万円までのサラリーマンの所得税もゼロにできます。年収800万円までのサラリーマンというと、給与所得者総数4,034万人のうち、3,635万3,000人にもものぼります。すなわち、サラリーマンの90.1パーセントが、このクラスであるわけです。「消費税」を撤廃したうえに、その人たちの所得税をゼロにできるのです。」

## (2) 「消費税」撤廃、所得税ゼロの富岡提案

「私の計算によれば、所得税・法人税の不公正税制是正による増収税額は、平年度ベースで、11兆4,800億円になります。

これに対して「消費税」がどれくらいかという、1993（平成5）年度

〔図表3〕 所得税ゼロ・消費税ゼロの可能性の総括計算表

給与収入	所得税				消費税				可処分所得					
	現行	割合	富岡提案	割合	現行	割合	富岡提案	割合	現行	割合	富岡提案	割合	増加額	割合
(A)	(B)	(%)	(C)	(E)	(D)	(%)	(F)	(G)	(H)	(A)-(B)	(A)-(C)	(G)-(F)		
(万円)	(円)	(%)	(円)	(%)	(円)	(%)	(円)	(%)	(円)	(%)	(円)	(%)	(円)	(%)
300	0	0.00	0	0.00	66,281	2.21	0	0.00	2,933,719	97.79	3,000,000	100.00	66,281	2.20
400	57,500	1.44	0	0.00	76,942	1.92	0	0.00	3,865,558	96.64	4,000,000	100.00	134,442	3.36
500	130,500	2.61	0	0.00	87,028	1.74	0	0.00	4,782,472	95.65	5,000,000	100.00	217,528	4.35
600	208,500	3.48	0	0.00	97,333	1.62	0	0.00	5,694,167	94.90	6,000,000	100.00	305,833	5.10
700	296,500	4.24	0	0.00	104,699	1.50	0	0.00	6,598,801	94.27	7,000,000	100.00	401,199	5.73
800	469,000	5.86	0	0.00	116,650	1.46	0	0.00	7,414,350	92.68	8,000,000	100.00	585,650	7.32
900	645,000	7.17	645,000	7.17	121,658	1.35	0	0.00	8,233,342	91.48	8,355,000	92.83	121,658	1.35
1,000	821,000	8.21	821,000	8.21	134,081	1.34	0	0.00	9,044,919	90.45	9,179,000	91.79	134,081	1.34
1,200	1,351,500	11.26	1,351,500	11.26	139,291	1.16	0	0.00	10,509,209	87.58	10,648,500	88.74	139,291	1.16

(注) 1. 現行所得税負担額は夫婦、子2人(子2人の内1人が特定扶養親族に該当)、配偶者に収入がなく、社会保険料は500万円まで7%、500万円～1,000万円まで2%、1,000万円超は45万円として算出。

2. 現行消費税負担額は総務庁統計局「家計調査年報平成4年」より推定。

3. 金額(単位:円)は小数点第1位以下を切り捨て、割合(単位:%)は小数点第3位を四捨五入し、小数点第2位までを表記した。



の一般会計予算では、5兆4,580億円になっています。つまり、不公正税制是正による増収税額は、「消費税」の2倍以上にもものぼるわけです。

そこで、この不公正税制是正による増収税額で、まず「消費税」を撤廃します。そうしても、なお6兆220億円余ります。

この6兆220億円で、どれくらいの所得税の減税ができるかを試算してみました。それが〔図表3〕です。」

(3) 年収300万円で6万6,281円、年収800万円では58万5,650円だけ使えるお金が  
増加

「年収300万円の人は、現行税制では所得税はゼロですが、平均して6万6,281円の「消費税」を支払っています。不公正税制を是正すれば、「消費税」はゼロにできるわけですから、可処分所得すなわち使えるお金が、実質的に6万6,281円増えることとなります。

年収800万円の人ですと、現行税制における所得税は、46万9,000円ですから、これがゼロとなり、さらに「消費税」分の11万6,650円も支払わなくてよいこととなりますから、使えるお金が、年間58万5,650円も増えることとなります。

これは、月に直すと約5万円にもものほり、決してあなどれない金額です。いまよりも5万円高い家賃のマンションに入ることができるわけですし、小遣いにすれば月に5万円も増えるわけです。」

(4) 不公正税制の是正は既特権者からの強い抵抗があるが政治への信頼回復と公  
正で健全な国家にするため不可欠

「不公正税制の是正は、これにより特別な利益を得ている既得権者の激しい抵抗があり、とても大変な作業ですが、これをしっかりとやることによって、税制を公正化し「消費税」をゼロにし、年収800万円までのサラリーマンの所得税をゼロにすることができるわけです。このことが、どれほど国民の生活を豊かにできることか。

「取りやすいところから取れるだけ取る」方式の「消費税」値上げに踏み切るのか。それとも、多少に艱難<sup>かんなん</sup>辛苦はあるけれども、政治不信の根源となり、国民の不満の最大の標的となっている“悪魔の仕組み=亡国の税制”というべき不公正税制を徹底的に是正し、納税者の信頼を回復し、結果的には国民を潤し、努力をすればただけ報われる公正で活力ある、素晴らしい国家にするのか。

いま眼前で繰り広げられている“消費税率アップ”問題とは、そうした実に重大な、国のあり方そのものを問い、これからの日本の進路を決定する国政上の最大の問題でもあるのです。」

#### 4 現行消費税の逆進性の実態と「緊急税制再改革提案」の実施による 可処分所得の増加状況（同書添付・原資料）

同書の巻末に添付した当時の消費税における逆進性の実態の分析とともに、提案している「緊急税制再改革」によって、自由に使えるお金である可処分所得が、いくら増えるか、について試算した原資料を掲げると、以下のようなものである。

##### (1) 大蔵省の驚くべき認識——「逆進性は強くない」との説明

「さて、最後になりましたが、「大型間接税は、逆進性の強い、弱い者いじめの税金である」ということを、私は、一貫して主張してきました。

ところが、最近になって、「消費税」の定着や、さらには値上げということが議論されるにつけ、「大型間接税は、さほど逆進性は強くない」という意見が、チラホラと聞かれるようになりました。

そうしたなかで、もっとも驚いたのは、1993（平成5）年10月5日の政府税制調査会・基本問題小委員会における大蔵省の発言です。「日本経済新聞」（10月6日・朝刊）の報じるところによれば、この委員会では、「税率引上げとなれば食料品などには軽減税率の適用が必要である。」として、

低所得者の消費税負担が重くなる「逆進性」を緩める必要性を指摘する意見もあったそうなのです。

これに対して大蔵省は、「月収26万円の世帯の消費税負担が月収の1.8%、102万円の世帯で1.6%との試算を提示、『逆進性は強くない』と説明した」ということです。

これはもちろん大間違いです。」

### (2) 大蔵省の説明と富岡研究室の消費税負担割合の比較

同書に掲載して消費税の負担額についての大蔵省の当事者の説明と富岡研究室の分析とを比較したデータについての記述は、次の〔図表4〕のようである。

### (3) すさまじい「消費税」の逆進性のひどさ

「大型間接税が、逆進性の強い、弱い者いじめの税金であることは、はっきりとしています。

にもかかわらず、巧妙な言い回しで、少しずつ、さまざまに大型間接税が擁護され、大型間接税導入および値上げ反対の意見と論拠、それに怒りが、風化させられつつあります。そこで、大型間接税の逆進性について、いささか専門的になりますが、この機会に徹底的に論破しておきたいと思います。

本書で述べたことは、いずれもすべて膨大な資料と厳密な計算に基づいています。しかしながら、そのすべてを網羅したのではとても紙幅が足りず、専門家でないかぎりかえって迷惑でしょうから、あえて単純化して論旨の明快さをはかりました。

とはいうものの、このような厳密な作業をしているということを知っていただくために、特に、この点に関して資料を添付することにしたのです。」

## 〔図表4〕 消費税の負担割合についての大蔵省試算と富岡研究室試算の比較

(1) 大蔵省が次のような試算を提示

(月収) (月収に対する消費税負担割合)

26万円の世帯———1.8%

102万円の世帯———1.6%

「逆進性は強くない」

「日本経済新聞」(1993年10月6日)

(2) 分析

表A

収 入		月収に対する 消費税負担割合 C (%)	推定消費税負担額	
月 収 A (円)	年 収 B = A × 12 (円)		月 額 D = A × C (円)	年 額 E = D × 12 (円)
(260,000)	3,120,000	(1.8)	4,680	56,160
(1,020,000)	12,240,000	(1.6)	16,320	195,840

(注) ( ) 内は大蔵省が提示した数値である。

表B

大蔵省の試算			富岡研究室の試算		
年 収 A (円)	消費税 負担額 B (円)	年収に対する 消費税負担割合 C = B / A (%)	年 収 D (円)	消費税 負担額 E (円)	年収に対する 消費税負担割合 F = E / D (%)
3,120,000	56,160	1.8	3,000,000	66,281	2.21
12,240,000	195,840	1.6	12,000,000	139,291	1.16

(備考) 富岡研究室の試算は、「所得税ゼロ・消費税ゼロの可能性の総括計算表」により示した。

(注) 大蔵省の試算と、富岡研究室の試算とを(表B)で比較すると、以下のことがわかる。

1. 消費税負担額および消費税負担割合を求めるうえで、対象とする年収の額に差異(年収3,120,000と3,000,000円、年収12,240,000円と12,000,000円)があるものの、両者の試算結果、すなわち消費税負担額の差があまりに大きいのである。
2. また、われわれの試算と比較すると、低収入(すなわち年収3,120,000円)における消費税負担額はわれわれの試算額より低く、高収入(すなわち年収12,240,000円)における消費税負担額はわれわれの試算より大きいものである。
3. (注) 2のことは、断定はできないが、消費税負担割合の格差を縮小し、逆進性を否定しようという、いささか作務的な試算ではないかと推測するものである。
4. 大蔵省試算では、年収312万円の低所得者と年収1,224万円の高所得者との間における消費税の負担率は、低所得者の負担増割合は1.125倍であるのに対し、富岡研究室試算では、1.905倍に達しており、低所得は高所得者の2倍に近い対所得率(年収に対する消費税の負担率)となっていることがわかる。

〔図表5〕 現行消費税の逆進性の実態

- (1) 富岡研究室が試算した結果、現行消費税負担額は給与収入300万円から1,200万円のサラリーマン1世帯平均で年間10万4,884円であった。また現行消費税の給与収入に対する平均負担率は1.59%である。
- (2) ここでは、給与収入階級別に現行消費税の給与収入に対する負担率をみることにする。

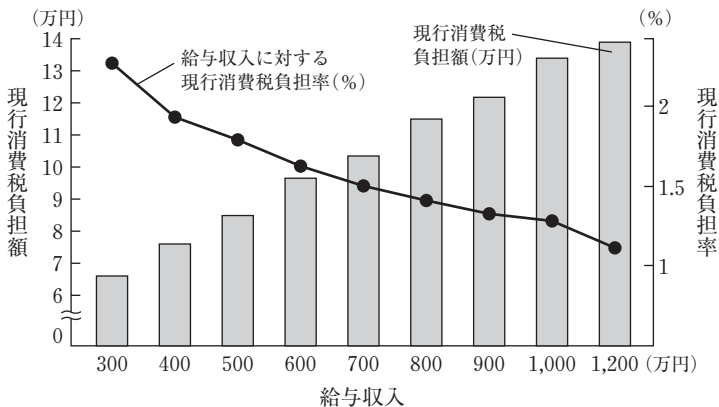
まず、年間300万円の給与収入をもつサラリーマンの現行消費税負担額は6万6,281円であり、その負担率は2.21%である。次に、標準的な勤労者世帯の給与収入である年間700万円のサラリーマンをみてみると、現行消費税負担額は10万4,699円であり、その負担率は1.50%である。また、年間給与収入1,200万円のサラリーマンでは、現行消費税負担額が13万9,291円であり、その負担率は1.16%である（表）。

このことから明らかなように、給与収入が低ければ低いほど現行消費税による負担率が増加し、また、給与収入が高ければ高いほど現行消費税による負担率が減少するという逆進性の現象が表われている（図）。

表

給与収入（万円）	300	400	500	600	700	800	900	1,000	1,200
現行消費税負担額(円)	66,281	76,942	87,028	97,333	104,699	116,650	121,658	134,081	139,291
給与収入に対する現行消費税負担率(%)	2.21	1.92	1.74	1.62	1.50	1.46	1.35	1.34	1.16

図



〔図表6〕 現行消費税の家計における負担の実態—食費を例にして—

- (1) 富岡研究室の試算結果をもとに、現行消費税の負担額が、実際にどれくらい家計に影響を及ぼしているかを、年間収入300万円から1,200万円までのサラリーマン世帯を対象に、1カ月の食費を例にみることにする。

まず、現行消費税の1世帯平均の負担額は、10万4,884円である。この金額が実際に食費の何か月分に相当するのかが総務庁統計局のデータをもとに食費に対する現行消費税額の割合を出してみると、1.24カ月分であった。

- (2) これを給与収入階級別にみると、まず年間給与収入300万円のサラリーマン世帯の食費は6万3,298円であり、現行消費税負担額は6万6,281円である。これは、1.05カ月分の食費相当額の支出である。次に標準的な勤労者世帯である700万円の年間給与収入をもつサラリーマン世帯では、食費が8万6,858円であり、現行消費税負担額は、10万4,699円である。これは、1.21カ月分の食費相当額である。

また、1,200万円の年間給与収入をもつサラリーマン世帯では、食費が9万8,611円であり、現行消費税負担額は、13万9,291円である。これは、1.41カ月分の食費相当額の支出である(表)。

つまり現行消費税では、1年間に少なくとも1.24カ月分もの食費相当額の支出を強いられているのである。

表 1年間に支払う消費税は毎月の食費の何か月分か

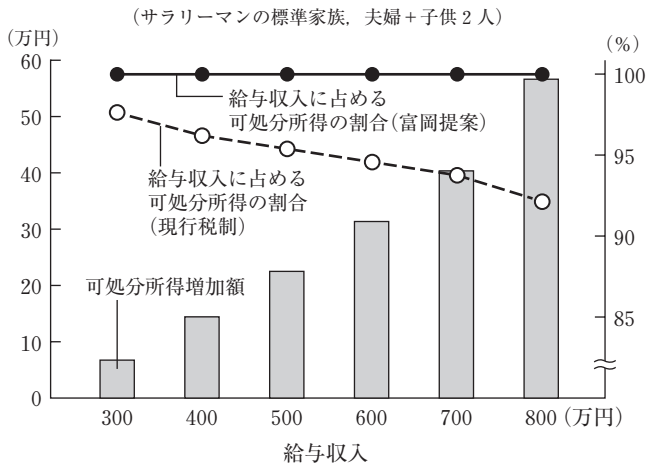
給与収入	食料 <sup>①</sup>	現行消費税 <sup>②</sup>	給与収入に対する割合	割合 <sup>②</sup> / <sup>①</sup>
300万円	63,298円	66,281円	2.21%	1.05カ月
400万	67,383	76,942	1.92	1.14
500万	75,904	87,028	1.74	1.15
600万	83,680	97,333	1.62	1.16
700万	86,858	104,699	1.50	1.21
800万	92,983	116,650	1.46	1.25
900万	92,478	121,658	1.35	1.32
1,000万	98,520	134,081	1.34	1.36
1,200万	98,611	139,291	1.16	1.41
合計	759,715	943,963	14.3	1.24
平均	84,412	104,884	1.59	1.24

〔図表7〕『緊急税制再改革提案』による可処分所得の増加

- (1) 『緊急税制再改革提案』における「所得税ゼロ・消費税ゼロの可能性」について試算を行った結果、税制よりもはるかに高い可処分所得増加額を生み出すことに成功した。その結果『緊急税制再改革提案』による可処分所得増加額は、給与収入300万円から1,200万円のサラリーマン1世帯平均で年間23万3,995円であった。また、給与収入に対する可処分所得増加額の平均割合は3.55%である。
- (2) これを、給与収入階級別に可処分所得増加額とその割合をみることにする。

まず、300万円の給与収入をもつサラリーマン世帯の可処分所得増加額は、6万6,281円であり、その割合は2.20%である。次に標準的な勤労者世帯の給与収入である700万円のサラリーマン世帯の可処分所得増加額は、40万1,199円であり、その割合は5.73%である。また1,200万円の給与収入をもつサラリーマン世帯の可処分所得増加額は13万9,291円であり、その割合は1.16%である（図）。

図 『緊急税制再改革提案』が可処分所得（年額）に及ぼす影響  
——現行税制との比較——



(注) 総括試算表の数値によって作成した。

## 〔図表8〕 『緊急税制再改革提案』がもたらした家計への潤い

- (1) 『緊急税制再改革提案』による可処分所得増加額をもとに可処分所得の増加が実際にどれくらい家計に影響を与えるのか、食費を例にみることにする（総務庁の資料により）。

まず、給与収入300万円から1,200万円までのサラリーマンの可処分所得増加額は、1世帯平均で、年間22万3,995円である。同じように、食費の1世帯平均は8万4,412円である。ここで食費に対する可処分所得増加額の割合は2.77である。つまり、食費相当額の2.77カ月分が可処分所得の増加額なのである。

- (2) このことを、給与収入階級別にみると、年間給与収入300万円のサラリーマン世帯の食費は6万3,298円であり、可処分所得増加額は6万6,281円である。この金額は食費相当額の1.05カ月分に相当する。次に標準的な勤労者世帯である年間700万円のサラリーマン世帯についてみると、食費は8万6,858円であり、可処分所得増加額は40万1,199円である。この金額は食費相当額の4.62カ月分に相当する。また、年間1,200万円のサラリーマン世帯の食費は9万8,611円であり、可処分所得増加額は13万9,291円である。この金額は、食費相当額の1.41カ月分に相当する（表）。

つまり、『緊急税制再改革提案』では、消費税を廃止し、所得税減税を行ったとしても90パーセント以上のサラリーマンに対し、少なくとも1カ月分以上の食費相当額の支出を浮かせることが可能となるわけである。

表 『緊急税制再改革提案』による可処分所得の増加は食費の何カ月分か

給与収入	食料 ①	可処分所得増加額 ②	給与収入に対する割合	割合 ②/①
300万円	63,298円	66,281円	2.20%	1.05カ月
400万	67,383	134,442	3.36	2.00
500万	75,904	217,528	4.35	2.87
600万	83,680	305,833	5.10	3.65
700万	86,858	401,199	5.73	4.62
800万	92,983	585,650	7.32	6.30
900万	92,478	121,658	1.35	1.32
1,000万	98,520	134,081	1.34	1.36
1,200万	98,611	139,291	1.16	1.41
合計	759,715	2,105,963	31.91	2.77
平均	84,412	223,995	3.55	2.77



## VI 細川政権の消費税率アップ挑戦と独走する政府税調の審議

——「独走する政府税調に警告」を『月刊税理』に発表——

### 1 政権交代後の税制動向はむしろ「危険な方向」に急速に進展し逆行の恐れ

自民党の38年間にわたる長期一党支配が終焉し、政権交代が行われ戦後政治に一大転換がもたらされた。政官業の癒着の権化ともいうべき構造的な欠陥と醜悪な惨状を露呈している現在の日本の税制に公正と正義が回復することを期待したのであるが、現状においては残念ながら悲観的といわざるを得ない。

むしろ、事態は危険な方向に急速に進展しつつある。それは、景気浮揚策としての所得税減税の要望を逆用して「直間比率の是正」の名のもとに、これまでタブー扱いをしてきた「消費税」に手を着けて、技術的な欠陥を少しばかり手直しをすることを前提に、税率を引き上げ、いよいよ本格的なものにしようとする策略が進んでいる。しかも、税制再改革の本筋であるべき不公正税制の是正はまったく軽視されようとしている。

### 2 「平成6年度税制改正への展望と要望——独走する政府税調の税制審議に警告」を『月刊税理』で論述

戦後政治の大転換である政権交代で登場した細川政権は政治改革に区切をつけたのであるが、こと税制についてみる限り期待はずれどころか消費税アップにシフトする危険な動向が顕著である。

そこで、この危険な事態への進行を背景として、税制改正の展開と、そのあるべき姿への要望を、ぎょうせい発行の『月刊税理』の1993（平成5）年12月号に「平成6年度税制改正への展望と要望——独走する政府税調の税制審議に警告」とのタイトルで税制審議への批判的論評を発表した（『月

刊税理』1993（平成5）年12月号，第36巻第17号，平成5年12月1日発行，ぎょうせい，2-7頁）。

同誌に掲載された税制改革をめぐる問題への所見の論述は，以下のようである。

(1) 細川首相が「消費税率アップ」に挑戦——政府税調の“はしゃぎ過ぎ”による独走に便乗しタブーに触れる細川政権の危険なカケ

自民政権時代に，いずれやりたいと思いながら，そのことを言い出すことさえもできなかった「消費税」の税率の引上げに，いま細川連立政権が果敢にも挑戦する構えをみせている。

細川首相は，就任後間もなく，規制緩和と円高差益還元を指示した。しかし，各界から強い要望が出されたのは，大幅な所得税の減税要求であった。政権の基盤が脆弱で，国民の支持がなければ，ただちに失速することからして，政治改革を最大の課題とする細川政権だが，政権維持のためにも景気の回復は至上命題となってきた。

当初，細川首相は赤字国債を財源とした所得税減税に踏み切る意向であった。しかし，大蔵省が財政の健全化の視点から赤字国債には猛反対で，「減税を行うなら消費税率アップをセットにすべきだ」との年来の主張を強調した。そこで，首相は，「消費税率の引上げを内閣の課題として取り上げる」，大蔵省は「景気対策として，つなぎの赤字国債を財源に所得税減税を実施する」ということで双方が折り合い，政府税制調査会を一枚かませ実現を目指すこととなった。

首相官邸と大蔵省，政府税調幹部の間で練られたシナリオは，次のようであったとみられる。

- ① 首相が政府税調総会で，直間比率の是正を諮問する。
- ② これを受けて政府税調は消費税率の引上げと所得税減税を11月中旬に答申する。

- ③ 首相は答申を実行する形で消費税率の引上げを公約し、所得税減税だけは景気対策の観点から、「つなぎの赤字国債」を財源として先行実施する。
- ④ 消費税率の引上げのための法案は、来年の通常国会に提出し、1995（平成7）年度から実施する。

首相の頭の中では、政治改革にとどまらず、経済、社会全体の抜本的な構造改革が政権の課題になっているということのようである。消費税率アップによる安定財源の確保から財政改革、コメの市場開放、行政改革への積極姿勢、さらに平岩経団連会長を座長とする経済改革研究会を発足させ、年内に答申を求めているのも、一連の「構造改革断行政権」を目指す布石といえる。

焦点は、一定期間後の消費税率の引上げを担保に、つなぎの国債を発行して所得税減税を先行実施したいという政略であろう。

政権交代により、税制審議において、自民党税調という「重石」がとれたことにより、復権した政府税調の役割がクローズアップしてきている。それだけに、独走ぎみの政府税調の税制審議の進め方には注目を要するとともに、それを利用しながら“消費税率アップ”という政治家、大蔵官僚の悲願達成の大きなカケに出てきた細川政権の運命は、果して、いかがであろうか。

## （2）政府税調が目指す消費税制改革の動向とその重大な問題点

### 1）消費税制の改革構想のアウトライン

政府税調は、消費課税に関する基本的な考え方として、「消費税は水平的公平に役立ち勤労者の重税感、不公平感を相当程度に緩和した。景気動向にかかわらず税収の安定確保に資する。」としている。

そこで、まず、直間比率（直接税と間接税の税収割合）の是正の必要性を確認し、所得税減税と消費税率アップを盛り込むことを明示した。

焦点の直間比率の是正の根拠につき、次の3点をあげている。

- ① 高齢化の進展に伴う生産年齢人口の減少で勤労世代の負担緩和が必要である。
- ② 消費税のウエイトを高め、所得捕捉上の公平性を確保すべきこと。
- ③ 高齢化の進展による歳出需要に対応できる安定した税収確保が必要である。

## 2) 消費税改革の骨格

次に、消費税改革の骨格は、次のようであるとしている。

- ① 税率の引上げ
  - ・ 6～7%程度に引き上げて、所得・住民税の減税財源とする。
  - ・ 食料品などの軽減税率は見送り、単一税率を維持する。
- ② 中小事業者向け特例の縮小
  - ・ 簡易課税制の課税売上げの上限の引下げ（現行4億円→2～3億円）
  - ・ みなし仕入率は据置き（業種別に60～90%の4段階）
  - ・ 限界控除制の適用対象の縮小（現行3,000万円超5,000万円未満→2,000万円超3,000万円未満）
  - ・ 免税点の引下げ（現行3,000万円→2,000万円程度）
- ③ 仕入税額控除方式

現行の帳簿方式から「請求書などの保存を制度適用の要件とする税額明示の伝票方式」に移行

## ④ 福祉財源の確保

消費税収の一定割合を福祉財源に確保する。毎年の年度税制改正革答申に明記する。

## 3) 消費税の改革構想の問題点

この所得税減税・消費税増税の直間比率の見直しは、確かに、生涯的には現役期間から退職期間への税負担の先送りをする効果があり、世代間の

税負担を平準化させて高年齢層にシフトさせることになろう。なによりも所得階層間の逆進性をもたらすとともに、いま、取り沙汰されている（例えば、5～6兆円の所得税減税・所得税率の6～7%程度への引上げ）ような急激な直間比率の是正は、国民の税負担構造を大きく変動させることになるおそれがある。

なによりも、最も危険なことは、「初めに消費税率の引上げありき」では、公正な税制の構築はできない。

そこで、以下、その構想における発想につき、重要な問題点だけを指摘しておこう。

① 直間比率是正の必要性の第1として、「勤労世代の負担緩和が必要である」との点をあげているが、所得税の負担が勤労世代にシフトしているのは、現在の日本の所得規制が、利子・配当所得などの投資所得、株式・土地のキャピタルゲインである譲渡所得など、いわゆる資産性所得が、特別控除や分離課税などによって軽い課税で済まされていて、課税の基本原則である総合累進課税が完全に空洞化し、崩壊しているからである。このために、サラリーマンなどの勤労性所得への課税が相対的に重くなっているのである。

そうであるならば、消費税増税の前に資産性所得課税の正常化を断行することによって、勤労所得課税の相対的重課を解消すべきである。その結果として、所得税の内部における所得種別間のバランスが回復し、課税ベースと課税方式を平常化することにより所得税率の引下げが可能となる。

② 直間比率の是正の必要性の第2として、「消費税のウエイトを高め、所得捕捉上の公平性を確保すべき」としているが、これはおかしい。消費税を増税しても、所得税における所得捕捉の向上にはならない。

所得捕捉の向上の問題は、所得税制それ自体に存在する欠陥の是正

と、所得税の執行である税務行政の改善を待たなくてはならない。所得税の欠陥を消費税で是正しようとするのは筋違いであり、根本的に誤った処方箋である。

- ③ 直間比率の是正の必要性の第3として、「歳出需要に対応し安定的な税収確保」をあげているが、安易な増税路線が財政規律に悪影響を及ぼすことはいうまでもない。財政の健全化は歳入面の措置だけで達成できるものではない。なによりも、歳出面の質量における効率化と節減合理化に求めなければならない。

財政健全化のためには、まずもって、「税金の無駄遣い」のない、簡素で効率的な政府に体質改善することが緊要である。国と地方を通じての行政改革を強行するとともに、効果の乏しい補助金の削減、海外援助などの見直しを含めて、歳出の徹底的な削減を断行することである。

歳出全般にわたり大胆なメスを入れ、既得権益を排除して構造的な改革に取り組むのでなければ、国民は容易には増税路線を容認しない。

### (3) 政府税調が目指す個人所得課税改革動向とその問題点

#### 1) 個人所得課税の改革構想のアウトライン

政府税調は、個人所得課税につき、個人消費の喚起による景気対策のためにも、所得税減税の早急な実施が必要だとしている。減税の財源を赤字国債に求めるのはかたくなに避け、減税する場合、財源となる消費税増税を一括して同一の法律で同時セットすべきであるとしている。

個人所得課税の改革論点は、次のようであるとしている。

#### ① 税率

ブラケット（同一税率の適用所得）の幅は長い期間の収入の伸びに対応できるように大幅に拡大すべきである。最高税率は、所得・住民税を合わせて50%程度に下げる。

#### ② 少額納税者層への対応

課税最低限は主要諸国に比べ高く、少なくとも据え置くべきである。少額納税者層の税負担の調整は所得税制で何らかの措置を工夫する必要があるとしている。

### ③ 人的控除

一定額以下の所得のある配偶者への二重控除の問題、女性就業者への税制の中立性確保のため、人的控除を見直すべきとしている。

### ④ 年金課税

世代間、高齢者間の公平を重視し年金課税のあり方を検討すべきである。勤労期間と退職期間の税負担の平準化のため、公的年金の給付段階で課税すべきではないか、としている。

#### 2) 個人所得課税の改革構想の問題点

個人の所得課税における最大の問題点である資産性所得課税の是正がいまいにされているのは、どうしたことであろうか。利子・配当所得課税、譲渡所得課税に存在する重大なる欠陥を解消し、すみやかに総合累進課税への回帰の提案が明確になされるべきである。

メイン・タックスである所得課税に潜在している巨大な不公正税制の是正を放置して、消費税の税率引上げを急ぐことは絶対に許されない。

#### (4) 政府税調が目指す法人所得課税の改革動向とその問題点

##### 1) 法人所得課税の改革構想のアウトライン

法人所得課税の改革構想は、次のようであるとしている。

### ① 負担水準

課税ベース（対象）を拡大しつつ、税率の引下げが今後必要である。個人事業者との均衡に配慮することと、法人住民税均等割の引上げを問題としている。

### ② 課税ベース

引当金制度は課税所得を合理的に計算するための制度であるから政策税

制と見るのは不当であるとしている。租税特別措置は一定期間後は原則廃止すべきとしている。

### ③ 中小・公益・赤字法人

中小法人への軽減税率と基本税率の格差は縮小を目指すべきとしている。公益法人課税の適正化も必要とし、赤字法人課税は現行法人税制では限界もあるが、中長期的にはこの枠を超える課税も検討する。赤字法人の交際費などの損金不算入の見直しが必要であるとしている。

#### 2) 法人所得課税の改革構想の問題点

法人所得課税については、基本的な問題が改革構想において取り上げられておらず、はなはだ問題である。

この点については、次掲の筆者による緊急税制再改革構想をご覧いただきたい。

#### (5) 緊急税制再改革の基本の提案——不公正税制の徹底是正

現行のメイン・タックスである所得税制と法人税制に存在する不公正税制を徹底是正することにより11兆4,800億円の財源が得られる。これを用いることにより、消費税を廃止し、年間給与収入800万円以下のサラリーマンの給与所得税をゼロにすることができる。

これは、応能負担原理に準拠し、所得再配分機能を回復する公正な税制を確立するための前提である。これにより、租税正義が実現し活力ある公正な社会の建設が期待できる。

不公正税制の是正による増収試算による増収想定額1993（平成5）年度分の平年度ベース）を示すと、次のようである。

- 1) 所得税……資産性所得課税……軽課→正常化
  - ① 貯蓄課税の是正…………… 3兆6,700億円
  - ② 配当課税の是正…………… 1,200億円
  - ③ 有価証券の譲渡所得課税の是正



- ..... 3,600億円
- ④ 土地の譲渡所得課税の是正
  - ..... 1兆1,300億円
  - 小計 ..... 5兆2,800億円
- 2) 所得税.....特権者所得課税.....軽課→正常化
  - ① 医師優遇税制の是正 ..... 1,200億円
  - ② 政治資金課税の是正 ..... 3,000億円
  - 小計 ..... 4,200億円
  - 合計 ..... 5兆7,000億円
- 3) 法人税.....国内課税.....歪曲→正常化
  - ① 受取配当課税の是正 ..... 4,900億円
  - ② 税務会計制度の自由化の是正
    - ..... 1兆9,900億円
  - ③ 土地の譲渡課税の是正 ..... 6,100億円
  - ④ 使途不明金の課税強化 ..... 5,800億円
  - ⑤ 準備金，特別償却等の特別措置の整理
    - ..... 2,400億円
    - 小計 ..... 3兆9,100億円
- 4) 法人税.....国際課税.....空洞化→正常化
  - ① 外国税額控除制度の是正 ..... 2,600億円
  - ② タックス・ヘイブン濫用の規制強化
    - ..... 3,200億円
  - ③ 移転価格操作の規制の強化 ..... 2,800億円
  - 小計 ..... 8,600億円
- 5) 法人税.....特殊法人課税.....優遇→正常化
  - ① 公益法人課税の適正化 ..... 6,100億円

② 医療法人課税の是正……………	900億円
小計……………	7,000億円
6) 脱税・避税……(法人)……横行→適正納税	
• 海外での脱税の取締りの強化	
……………	3,100億円
法人税合計……………	5兆7,800億円
総合計(所得税+法人税)	
……………	11兆4,800億円

(6) 「消費税率アップ」は、きわめて危険な選択

政府税調は、税体系を变革し消費課税を重視すべきであるとし、「税率引上げは緊急な政策課題だ」としている。しかし、「消費税率アップ」が、いかに誤りであり、筋違いであるかにつき、その理由をあげ警告しておきたい。

- ① 「消費税」は、その導入の経緯とともにそれ自体が重大な欠陥税制であることから、国民により認知されていない。政治家は、これまで一度も、はっきりと、その信を国民に問うてはいない。
- ② 不況対策としての所得税減税それ自体はよいとしても、その後に、とんでもない“消費税率アップ”という虎や狼が来るのであれば、効果などない。まして、消費を冷やすことは景気浮揚に逆行する。
- ③ 消費税は、その税率の引上げどころか、むしろ撤廃すべきだ。いま、その増税などを云々する前に、公正で活力ある国作りのため、断行すべきことが、歳入・歳出の両面で山ほどある。
- ④ 公正な税制のもと、国民負担率の急上昇に歯止めをかけておかないと、活力のない重増税国家に転落し、やがて、国家・民族の衰亡への途を早めることになる。いま、このことを声を大にして国民に訴える必要がある。

## Ⅶ 政府税調が細川首相に答申した「中間答申」は具体性欠如

——答申の問題点の徹底批判を『週刊現代』に語る——

### 1 「政府税調の『中間答申』は国民をバカにしている」ことを発表

この期間においても月刊誌・週刊誌・新聞等の記事やインタビュー等で消費税率アップ反対論と不公正税制の是正論を強硬に展開している。

政府税制調査会が、1993（平成5）年11月19日に、当初の予定より3日遅れて細川首相に提出した「中間答申」は、なんともオソマツな代物であった。「答申」というにはあまりにも具体性に乏しいものである。税調内部からも批判の声があがっているほどである。審議は大蔵省の考えている方向に流されている感じだとの意見もあるようだ。

講談社発行の『週刊現代』から、この問題についてインタビューを受け、これに答えて語った発言が、「政府税調の『中間答申』は国民をバカにしている」とのタイトルで同誌に発表されている（『週刊現代』1993年12月4日号、平成5年12月4日発行、講談社、40-43頁）。

### 2 政府税調の「中間答申」に対する批判的論評

同誌に掲載された政府税調の「中間答申」についての「徹底批判」の所見は、以下のようなものである。

#### (1) 武士は二君に仕えず、ではないか

二君に仕えず——。

今回の政府税制調査会委員の動きを見てまず思ったのは、この言葉である。政府税調は、内閣総理大臣から任命されて任期は3年。現在の委員は宮沢内閣のときに選ばれた人たちだ。

ところが、38年ぶりに政権が代わったというのに、そのまま委員に収まっている。つまりシャッポが代わっても、官僚は同じであるのは当然であ

るが、不思議なのは、総理大臣の諮問機関である政府税調委員も代わらずにそのまま居すわって、新しい殿様に仕えていることである。私なら政権交代時にやめていただろう。

さらに、答申の起草委員会13名のうち6名がマスコミ人から選ばれていることである。

なに故に税調にマスコミの人間が出てくるのか。これでは自分のつくったものを自分のメディアで批判できるわけがない。

これは、マスコミに答申を批判させないためのシステムづくりである。

#### (2) はじめに「消費税アップありき」だ

つまり最初から「消費税アップありき」だ。答申の内容は、実質的に細川首相が諮問したときから決まっていたといえるだろう。まず「公聴会」なるものには、ニュアンスの違いはあっても基本的に消費税に好意的な人間だけを集め、国民的合意があるかのように見せ掛けた。

あとは消費税がいかに良いものであるかという、あらかじめ出されていた結論にむけて答申を書こうとしたのである。いろいろな表現を駆使しているが、透かし文字のように、明るいところで照らせば「消費税」と浮き出るのだ。実に“迷文”である。

#### (3) 十分な審議はなされなかった

なかでも重大なのは、審議の進め方である。基本問題小委員会を例にとると、2時間の会議を14回開いたというが、それは大蔵省や自治省の役人が分厚い資料を持ち込んで長時間説明し、その後断片的に質問が出ただけだというようだ。

つまり、実質的に十分な審議などはしていなかったことになる。ある税調委員から聞いたことだが、「翌日の新聞には、審議もしないようなことまで報道されていた」という。

ここで私が訴えたいのは、政府税調の議事録要旨を公開せよ、というこ

とだ。委員の名前は出さなくてよいから、それをすべきである。また、答申はひとつである必要はない。少数意見や反対意見も添えて出すべきだろう。判断を下すのは、最終的に国民だからである。

こうして出来上がった今回の中間答申は、一言でいうなら“幻の答申”である。国民をバカにしているといってもいいだろう。

#### (4) 答申のキーポイント

今度の答申のポイントは、①景気回復のための減税先行、②所得税減税と消費税率引き上げを同一の法律に盛り込む、③負担の重い中堅所得者層の減税、などとされていた。

しかし蓋を開けてみれば、どれも腰砕けに終わっている。第1点は所得税減税を先行させて消費を刺激し、景気対策とするとの主張だったが、所得税を減税されたからといって、消費税率引上げという狼が後に控えていて誰が物など買うのだろう。当然のことながら結局、この点は盛り込むことはできなかった。

第2の所得税減税と消費税率引き上げを同一の法律に組み入れるという点は、所得税だけ減税したあげく、消費税を増税できない場合を大蔵官僚が恐れたためだ。結局「全体が一体的に成案に取りまとめられ実施すべきである」とセットにするとは書かれたが、どのような法手続きにするかはいえなかった。

第3の中堅所得者の負担緩和では「中堅所得者層においては（中略）税負担が上昇し、負担の『累増感』が生じてきている」という表現に終わっている。当初は、所得税の税区分率を減税の5段階から4段階に、住民税は3段階から2段階にするという話もあったが、答申は結局、肝心の税率区分に踏み込んでいない。

それにしても、「累増感」とはよくいったものである。しかし国民は、税調のいうこの「累増感」ではなく、「不公平感」をこそ持っているのだ

はないか。

(5) まさに「姨捨て山答申」だ

このように根本のところでは肝心の減税規模もいわなければ、消費税率の引上げ目標もいっていない。税調メンバーは、元々数字などはいった覚えはない、といっているようだが、マスコミを通じて当初は10%消費税を上げるといふ考えを流し、最終的に6~7%になるのではないかと思わせ、それより低くなれば、人々があたかも得をするかのように世論づくりをしたのは、堺屋太一さんら他ならぬ税調委員だったのではないか。まったく手が込んでいる。

さらに、「見直しの視点（基本的考え方）」という項目には開いた口がふさがらない。第1点に「高齢者をも含めた社会全体の構成員が広く負担を分かち合う税制」をうたっている。つまり年寄りも税金を払え、ということだ。名付けて親不孝答申、まさに檜山節考答申とも姨捨て山答申ともいえるだろう。

さらに、現行の消費税導入時に「広く浅く」税負担をしてもらおうと叫ばれていたことを思い出してほしい。ここでは「浅く」が完全にぬけているのである。

また「高齢化社会を支える勤労世代に過度に負担が偏らず、高齢者をも含めた社会の負担可能な構成員がその能力に応じて広く分かち合う……」と「能力」を引き出してきている。しかし、能力にかかるのは消費税ではなく所得税だ。同じ老人であっても年金生活者と、大地主やマンションを経営する大家とではその能力に差がある。

ところが、答申に添えられた「モデル世代の租税等別負担率」の変化を示すグラフには、そのようなことがまったく示されていないのだ。このグラフでは、年齢が高くなるにつれて個人所得税の負担率のカーブが上昇。50代後半でピークになっている。

ここまではいいとして、65歳頃でガクンと負担率が落ち、ゼロになっている。これでは大きな所得を生み出す資産を持つ高齢者と年金生活者が同じ税負担ということになる。

そして65歳頃で所得税がゼロになるということは、サラリーマンのみを想定したもので、このグラフは資産家の存在を考慮していない。したがって、この国には資産所得がないというバカなことになる。そんなことはない。1992（平成4）年3月末の個人の貯蓄残高は627兆5,515億円で、1993（平成5）年分の利子収入の推計額は、21兆3,367億円もある。この利子課税を総合課税によりきちんとすれば、5兆9,315億円になるのに、予算では2兆2,646億円しか計上していない。つまり差額の3兆6,669億円が課税もれをしているのである。

多くの改善点があるなかで、預金の利子のみでこれだけの財源があるのだ。詳しくは、私の著書『歪んだ「税」を斬る』（徳間書店刊）を参考にしてもらいたい。

2点目は「個人と労働と余暇の選択に対して中立的な税制を構築していくことが必要である」とされている。つまり労働に対しては所得税がかかるが、余暇にはかからない。これを「平等」に課税しようとすると、消費税が必要だという論法だ。

3点目に「社会保障など公共サービスを適切に提供しうる安定的な税収構造を目指す」というものがくる。要するに、取りやすい税金をできるだけ多く取りたいということなのだ。

このように「見直しの視点」（基本的な考え方）の項目でわかることは、答えのない答申だということだ。

#### (6) 不公正税制の是正こそ先決

さらに、なによりも問題なのは、不公正税制の是正がまったくおざなりになっていること。例えば「資産課税の適正化も重要である」というくだ

り。「も」でなくて「が」にすべきだろう。

それに続く箇所では「いわゆる『不公平税制』」という記述がある。なぜカッコでくくるのか。こうしたところに政府税調の基本姿勢が表れている。資産課税，所得課税にある不公正税制の是正で5兆2,800億円の税収が図れるという具体的なものがありながら，抽象的にかつカッコつきで不公平税制などと表現しているのは，許しがたい。

不公正税制といえば，医師優遇税制，政治資金課税欠落など特権者所得課税の是正で4,200億円の税収になる。本来こういうものを是正するのが先決であり，政府税調のやっていることは，まったく手順が違うといわざるを得ない。

#### (7) 消費税の強化を主張する加藤寛会長の発言

消費税を強化する考えがよく表れているのが，政府税調の加藤寛会長の「東洋経済」（11月20日号）での発言だ。

「21世紀の福祉社会では公共財が大きなウエイトを占めることになるが，公共財は収入に関係なくみんなで使えるものだ。その公共財を収入に関係なくみんなで出し合うために消費税がある」という趣旨の発言をしておられる。ここでは，脇役であった消費税を主役にしようという意図がはっきり表れている。そして加藤会長はその雑誌で，「最終的には消費税率をヨーロッパ並みにすべきだ。ヨーロッパでは標準税率が15～25パーセントの国が多い。」と述べている。そして10パーセント課税が必要，軽減税率はなくて一律でいい，としている。

#### (8) 消費税の本質的欠陥と技術的欠陥

消費税には本質的欠陥と技術的欠陥がある。本質的欠陥とは原則課税と単一課税による逆進性である。ついで放漫な財政への危険だ。5兆4,580億円という消費税収が何に使われるかわからないことである。現行制度では一般財源に組み込まれてしまっている。



最大の問題は、安易に税収が入るから不公正税制の是正に力が入らないことだ。

それに現行の消費税の制度では、商店の経営者が税務署の下請けのようになっている。所得税などであれば、税務署が調べなければならないが、消費税では商店主などがその実務を肩代わりしているようなものだ。

技術的欠陥には、帳簿式による不透明さや簡易課税、限界控除、免税点制度などの事業者への特例措置の問題がある。が、答申ではこれら欠陥の是正に及び腰のようである。

つまりこれら、欠陥を持った制度の見直しをしないで消費税に比重（税率の引上げ）をおくというものだ。そして、ここだけは絶対に見逃すことができないという答申の箇所は、次の部分だ。

「制度の見直しが税率の問題に先立って処理されなければならないという必然性は認められないとしても、真に見直しが必要な事項については適切に手当てがなされることが望ましい。」

これは、最大のトリックである。自分たちで消費税はワンダフルだといっておきながら、消費税にシフトすることが可能になる前提として制度づくりをしないという。

### 3 税調の混迷ありあり

#### (1) 消費税に比重をおきながら、制度の改善さえ議論していない

私は、もし消費税に比重をおくシステムにするのなら、制度の見直しを強く打ち出してくるのかと思っていた。

例えば、食料品に適用する軽減税率などのアイデアもあるが、単一税率で押し通そうとしている。その点、彼らが引き合いに出す EC 諸国はどうか。フランスでは、標準税率が18.6%、宝石などの贅沢品が25%、新聞、医薬品などは7%、食料品、飲料水は5.5%になっている。

私がかねてから主張しているのは、一律にかける消費税ではダメだということ。消費の「質」に応じた個別消費課税がよいので、贅沢品に高くかかるのは当然だが、生活必需品にはかけるな、ということである。

(2) 風にそよぐ答申でまったくの期待はずれ

結論は、この答申はまったくの期待はずれ。従来の所得税から消費税にシフトするなら、現状の制度の欠陥を直してやるべきなのに、結果はあいまいである。

要するに、今回の答申は、自民党税調の重石がとれた政府税調が独走し、はしゃぎ、それに対する連立与党内からの批判、アメリカからの圧力も加わり混迷した。ただ消費税アップだけを繰り返している、まさに腰砕け、風そよぐ政府税調中期答申といえるだろう。

〔付記〕

「税務会計学研究70年の歩み」は、本稿の後に次の記述が続くのであるが、紙幅の関係から、順次別稿に期することにする。

- 消費税率アップと闘う税務会計学研究  
——税務会計学研究70年の歩み・1990年代前期・補充編——
- 税制再改革を目指す税務会計学研究  
——税務会計学研究70年の歩み・1990年代後期・前編——
- 公正税制の構築を目指す税務会計学研究  
——税務会計学研究70年の歩み・1990年代後期・後編——
- 税務会計学原理完成の税務会計学研究  
——税務会計学研究70年の歩み・2000年代——
- 不公正なことと闘う世直しの税務会計学研究  
——税務会計学研究70年の歩み・2010年代前期——
- 税制の検証と政治分析の税務会計学研究  
——税務会計学研究70年の歩み・2010年代後期——